

## 第7回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年6月22日（火）午後1時30分～午後4時56分

場 所 法務省 20階第1会議室

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから始めさせていただきたいと思えます。

岩井座長、よろしくお願ひいたします。

○岩井座長 それでは、第7回少年矯正を考える有識者会議を開催いたします。本日は、少年鑑別所における資質鑑別、観護処遇の在り方についての議論を行いたいと思えます。

本日の議論を展開するに当たり、前回から引き続き新潟少年鑑別所の吉村所長、静岡少年鑑別所の小坂所長に御同席いただいております。前回同様、議論の中で、少年鑑別所の実務、現場の運用状況等について、必要に応じて御説明や御意見をいただきたいと考えております。

それでは、本日は前回から引き続き少年鑑別所の業務について検討したいと思えますが、時間に限りがございますので、私のほうで論点を3つに絞らせていただきたいと思えます。

まず、1つ目は、少年鑑別所の主要な機能である資質鑑別について、一層的確な鑑別を実施するための方策は何かといった観点から検討したいと思えます。

2つ目としましては、少年鑑別所の観護処遇について、少年鑑別所の被収容者処遇について要請されるものは何かといった観点から検討したいと思えます。

最後に、3つ目として、少年鑑別所の機能のより広範な活用について、少年を収容し鑑別することのほか、少年鑑別所が有する専門的知識や技術を活用して、他の矯正施設への供与や、地域社会の非行防止等において果たすべき役割は何かといった観点から検討したいと思えます。

随時、少年鑑別所長への御質問等も交えながら進行できればと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の論点の資質鑑別についてです。

再犯、再非行防止が国の重要施策となる中、少年鑑別所においては、家庭裁判所の適正な処遇選択や処遇期間の処遇に資する確な鑑別を行うことがより強く求められていると考えられます。そこで、一層的確な鑑別を実施するための各種方策について御意見をいただければと考えております。

まず始めに少年鑑別所長から、この論点に対する問題認識等について簡潔に御発言願ひします。

それでは、吉村所長からお願ひいたします。

○吉村所長 前回のこの会議で一般職員のヒアリングがありまして、そのときに少年鑑別所の職員がきめ細かく丁寧に仕事をしようと努力していることですか、けれども実際にはなかなか余裕がなくて、もっと丁寧に鑑別をしたいとか、丁寧に後輩を指導したいとか、少年にきめ

細かい働きかけをしたいという気持ちとの板ばさみになっているということが最も苦勞している点であるということをご理解いただけたのではないかと考えております。

私自身も、できるだけきめ細やかな仕事をするように心がけてはいるのですが、それにはやはりそれなりの手間と時間がかかりまして、やはり私たちの仕事というのは、量よりも質が問われる仕事であると考えております。そこで、もう少し人手があれば、余裕があれば、もっとこんなことに力を注ぎたいと考えている点について、今日はお話しいたします。

資質鑑別についてというか、収容鑑別についてということになるかと思いますが、収容鑑別の特長の1つは、チームアプローチと申しますか、異なる職種の職員が携わっていることです。つまり、鑑別技官と、観護教官と、それから医師の3種類の職種が携わっております。ですので、収容鑑別のメリットを生かすためには、この異なる職種の職員すべてが十分な力を発揮できることが大切かと考えております。

現状で言いますと、大切な鑑別の担い手である観護の教官がもっと少年にかかわれる時間を増やしたいというふうに思っております。具体的には、例えば意図的行動観察を含む観護処遇全般を充実させるとか、教官による面接時間をもっと確保するとか、できればそんなことをしていきたいと思っております。

それから、児童精神科医の確保ですね。先日のヒアリングには、東京少年鑑別所の精神科のドクターが出席しましたけれども、多くの少年鑑別所には児童精神科のドクターがおりませんので、当所も外部診察に頼っております。できれば常勤がいいんですけども、たとえ常勤でなくても、非常勤であっても、部内のお医者さんであれば1か月弱の在所期間中に複数回診察してもらうことが可能になりますし、鑑別を担当している技官との継続的なカンファレンスも可能になると思います。

あと、よい鑑別をするにはどんなことが必要かなと考えたんですけども、今、サッカーのワールドカップがすごく盛り上がっていますけれども、サッカーと同じで、個々の職員の力を伸ばすことと、組織力を伸ばすこと、この両方が必要ではないかと考えております。

まず、一つは、個の能力を高めるために、鑑別技官、それから観護教官について、人を育てるということにもっと力を注げればなと思っております。特に鑑別技官につきましては、近年、刑事施設のほうに随分と技官が配置され、異動するようになりまして、刑事施設のほうで勤務する技官が増えた関係で、少年鑑別所のほうでは中堅クラスの技官が大分手薄になっておりまして、その分、若手技官の比率が増えましたので、若手技官を育てるということに力を尽くさなければなりませんし、観護教官の専門性を高めるということにも力を注げればなと思ってお

ります。

あと、もう一つは、少年鑑別所の組織力というか、組織で鑑別する力を高めるために、今までもちろん仕組みとしてやってきていることなんですけれども、所内で、鑑別のプロセスでいろんな意見交換をやっているんですね。例えば鑑別の初期の段階で、これからどうやって鑑別を進めるかという鑑別方針を設定するんですけれども、どんなテストをするとか、どんな行動観察を重点的にやるか、そういう鑑別方針を設定するときや、鑑別の途中途中で鑑別の担当者である技官と教官がカンファレンスをするとき、それから、最終的には判定会議での検討のときということになりますけれども、この辺に時間をかけて職員の知恵を集めることで、職員一人一人の、個人の力以上の鑑別力が発揮されるというのが、少年鑑別所の良さだと思っていますけれども、現状ではそこに十分時間をかけられていないということがございます。特に大規模施設では職員同士が意見交換を十分に行うことが難しいんですけれども、この部分をもっと充実させるというか、時間をかけることで更に鑑別を良いものとするところができるのではないかなと思っています。

○岩井座長 ありがとうございます。

それでは、次に小板所長、お願いいたします。

○小板所長 私のほうからは、的確な資質鑑別と、その精度向上、維持のための工夫、どんな努力をこれまで続けてきたかということで、2点お話しさせていただきたいと思います。

1つ目は、鑑別のための道具、ツールの整備に頑張ってきたということでありまして。もう1つは、資質鑑別だけではなく、その周辺の問題にも関心を持つといいますか、視野を広く持てるようにということで、学会活動とか勉強会、研修会等にも積極的に臨んで、調査研究等にも努力してきたというところでありまして。

一番目の鑑別のための道具でありまして、少年の知能、性格、態度等を把握するために、昭和40年代からいろいろな性格テストとか態度検査を法務省独自に開発して、これを維持、また改定しながら使い続けてきているというような歴史があります。また、最近ではリスク・アセスメントツールと申しまして、少年の問題の所在とかその程度を標準的に、数量的に把握できるようにして、それでもって再非行の危険性等を測ろうと、こういったツールを5年くらいかけて作成しようという試みがあります。

こういった道具といいますか、方法を整えていくということは、全国規模で標準的、安定的な資質鑑別の精度を保つ上で重要なことではないかなということで部内で頑張ってきておりまして、最近では一部外部の方からもお知恵をいただくことがありますが、個人的な意見になり

ますけれども、もっと専門領域、隣接領域の方々のお知恵とかお力をお借りする形で、お互いに専門性を共有できるような道具の開発みたいなこともあってもいいのではないかというふうに思っております、そういった努力や工夫を、今後の課題の1つとして申し上げておきたいと思えます。

それから、2つ目は、いろんな形で視野を広げるといいますか、勉強を続けるということ、特に外部の医療機関とか、大学関係者、研究機関の方々のところに出向いて勉強する、学会活動を続ける、それから、共同研究なんかもできれば実施するということで、施設単位で、また鑑別技官個人単位でずっと続けてきているわけなんです、これは人が変わると、また施設が異なると、盛んだったり、またそうでなかったりすることもあるものですから、制度としてこういった視野を広げる、またいろんなところで勉強する、いろんな方々と最新の知見、情報、技術を共有し合えるような努力を続けなければいけないというふうに思っております。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、この問題について何か御意見、ございますでしょうか。

○広田座長代理 小坂さんに伺いますけれども、どちらも2点挙げられたのはとても重要な点だと思うんですけれども、隣接領域からももう少し知恵を借りてツールを発展させるというときに、具体的に、どことどういうふうなことが、今、求められているのかという点をもうちょっとお聞きしたいのと、それから、技官の方とかの勉強の機会ってとても重要だと思うんですけれども、視野を広げる機会を個人的につくるとかというのではなくて、もう少し何か体系的に制度的にやれるとするとどんなことが考えられるのかという、そこをもう少し具体的にお願いしたいです。

○小坂所長 全く個人的な感触といいますか、希望になりますけれども、1つは、今、一番進みつつあるといいますか、変わってきている、発達障害等に関する知見について研究を進めておられる方々との交流はどうしてもしなければいけない。

例えば静岡でありますと、発達障害者支援センターが当所の近くに開設されまして、そのセンターの職員が実際、当所に訪ねてきていただいたこともございまして、非行の問題はどんなことですか、我々はどんな形で関与・貢献できるんですかみたいな問いかけもいただいておりますので、そういう方々との勉強や交流の機会というのは当然つくらなければいけません。また、ツールということからしますと、発達障害関係の査定をどんな形で非行絡みでできるかという課題があります。既にいくつかの試行はありますけれども、なかなか質問紙レベルで発達障害の問題を拾いきれるのか、いわゆる少年鑑別所でやっています行動観察みたいな形のほう

がいいのか、もっとほかの査定の仕方があるのではないかということ、それぞれ強い分野を持った人が集まって、非行と発達障害との関連で、家庭、学校、警察関係等もあるかもしれませんが、そういう方々がそれぞれ持っている情報を総合する形で、問題の発見から、どんなふうに進展してしまうかみたいなどをきちんと押さえられるような観点がすごく大事だと思っております。

それから、個人的な興味ではありますけれども、非行少年を見ておまして、すごく判断力が弱いといいますか、どうしてこういうところでこういう判断をしてしまうのか、普通は別の判断や意思表示の仕方があるはずなのに、できなかつたり、周りに引きずられてしまつたりということがあります。例えば、A、B、C、Dという選択肢があるような場合、普通は4つを同程度に吟味した上で決めるんでしょうけれども、非行少年の場合はもうAかBかとか、もうAしかないみたいな、そういう硬い判断、意思決定の仕方をしてしまつたりするものですから、そういうところをもう少し、動きの中で査定できるような、例えばテレビゲームのRPGみたいな形で把握することも可能ではないかと思うこともあります。

それから、広田委員からの2番目の質問ですが、これも難しい話でございまして、個人的な努力ではなくて制度としてというところでもありますけれども、個人的な経験として、名古屋の少年鑑別所にいましたときに、今の医療観察の指定医療機関になっている東尾張病院というところがございまして、そちらのほうに3カ月ぐらい勉強に行くようにと施設のほうから送り出してくださって、毎週1回、精神科医のインテークの場面に同席させていただいて、その後、その精神科医とケースカンファレンスをするような機会を得たこともありました。精神科領域等の研修とか、その現場の方々との意見交換の場というのはすごく貴重ですし、面接場面でのやり取りなんかは非常に参考になるといいますか、今も記憶に強く残っておりまして、すごく勉強になったということがありました。

それから、研究機関ということになりますと、日本の場合は海外ほど種類がございませんで、おそらく大学の方、大学の研究者の方に頼る形が多くて、地域差が大きくなるのではないかと思いますけれども、やはり犯罪学とか刑事政策、犯罪心理学のコマを持っておられるところとの共同プロジェクトに参加させていただけるような機会に恵まれると良いと思いますけれども、そういった交流の場、研修の機会、また場合によっては先方が持っておられるプロジェクトに少年鑑別所として、場合によっては全国レベルで関与できる、参画できるというのは1つの夢でもあります。

○広田座長代理 現状においては、外とつながっているんなことをやるとかというのは、職務

の一環として何か位置づけられているんですか。それとも、職務外の、個人の熱意とかそういうのに任されたもので動いているんですか。

○小板所長 両方あると思います。施設そのものに依頼が来まして、しかも、非行や犯罪にまきに関係していることで、時間帯も平日というような場合なんですけれども、その場合は、執務時間内の職務ということで扱いますし、どちらかというとは今はそちらのほうがずっと多いと思います。私の個人的な感覚ですけれども、おそらく7割、8割ぐらいは公務の中で、出張扱いということになっていると思います。

ただ、まれにそれが職務とかなり関係が深いものかどうか、また、例えば処遇技法として矯正の中で使い得るものなのかどうか、どうも鑑別技官の個人的な興味の範囲というものになりますと、個人の資格として行っていることもありまして、職務の一環としての参加と個人的な興味・関心による参加と両方あります。今はどちらかというとは公務で動くことのほうが多くなってきております。

○広田座長代理 分かりました。気になるのは、ずっと仕事を続けておられている中で、やっぱり技法も新しくなるとか、理論が新しくなるとか、その部分がどういうふうに学ばれていくかというのは、多分、的確な鑑別を実施するための重要なポイントだと思うんですけれども、施設を単位として外から来る話でできる部分と、それ以外にやっぱり体系的に学び直すとか、そういう必要のある部分もあると思うので、何か必要なものがあつたら、やっぱりちゃんと議論して制度化する部分が必要なのではないかなということ、あまり個人でやれていますみたいな話だといかがなものかという、そういうふうに思っているんですけれども。

○小板所長 研修制度が20年ぐらい前からすごく整ってきまして、今ですと、1年目、それから5年目、10年目、定期的に必ず集合研修を受けられまして、そこで第一線の研究者とか学者の方々の知見に触れられる、また直接指導も受けられるというような研修体系にあります。

それから、心理テストの技術の習得といいますか、向上ということで、ロールシャッハの指導を、通信教育みたいな形になりますけれども、心理テストの権威の方から指導を受けられるような制度もあります。

それから、そういった5年目、10年目という形ではないのですが、矯正研修所あるいは矯正研修所各支所において、非常に興味深い新しい知見や技術について集合研修の機会が設けられることがありまして、そこでもって、なかなか地方では聞けないような情報とか専門的な知識に接することができるということもありますが、ただ、それについては臨時のものでありますので、必ず実施されているものとも言えないところではあります。

○岩井座長 ほかに何か御意見はありますでしょうか。どうぞ。

○影山委員 少年鑑別所の技官の先生方とか、あるいは法務教官の方のお仕事の忙しさとか大変さとかというのは、今どのぐらいなのでしょう。ちょうどいいぐらいで、今おっしゃられたような研究や研修を余裕を持ってやることができ、そして資質鑑別に関してもそれなりの時間が取れるような、今ちょうど適正な人員配置になっているのか、それともなかなか余裕がないような状況なのか、ちょっとそのあたりを教えていただければと思いますが。

○吉村所長 感覚的には、もうぎりぎり、全然余裕がないという感じを持っております。

少年鑑別所は施設毎に規模が大きく違いまして、特大規模の東京、大阪クラスの施設と、当所のような、公安職の職員が16人といたった小規模の施設で、大分事情も違うんですけども、少年鑑別所に共通する、少年鑑別所特有の事情がございますので、そのあたりのお話をしたいと思えます。

収容人員、1年間に何人の少年が入ったかという入所人員を見ると、大した人数は入っていないように見えてしまうんですが、少年鑑別所の業務の難しさは、まず一つには、入所してくる人数を少年鑑別所が自分たちで調節できるわけではありませんで、何か事件が起きると、逮捕、勾留を経て、一定の期間で待たなしで入ってきてしまいます。ですので、例えば5人共犯なんていう事件がたまたま重なってしまいますと、当所は収容定員は25人ですけども、一気にどっといっぱいになってしまいます。このように、入所も全く調節できませんし、審判日も、裁判所のほうで決めますので、審判が何件か重なっていても、その日は審判を受ける少年を全員家庭裁判所に連れていかなければなりません。しかも家庭裁判所には本庁以外に複数の支部、例えば新潟ですと四つの支部がありまして、高速道路に乗っても片道2時間、往復4時間かかるような遠方の支部があります。そういうようないくつかの支部の審判が同じ日に重なってしまったりすれば、もう一気に職員の配置が回らなくなるということがございます。

それから、先日のヒアリングのときも話が出ていたかと思うんですけども、例えば少年に運動をさせるといっても、全員いっぺんにさせられない事情がございます。一つは、もちろん男子と女子は分けなければいけないということがありますがけれども、法的地位についても、勾留で入っている少年、勾留に代わる観護の措置で入っている少年、観護措置で入っている少年、ほかにも様々な法的地位の少年が入っておりまして、運動一つをとっても、全ての法的地位について、別々に分けて実施しなければなりません。そうすると、たとえ勾留で入っている子が1人しかいなくても、その子だけ別に運動をしなければいけないということがございます。

法的地位だけでなく、例えば共犯者、5人共犯がいたりすると、その5人を同じグループに

入れて運動させてしまうと、その5人の少年たちの持つ不良な雰囲気を持ち込まれてしまって、他の少年に良くない影響を及ぼしますので、共犯者を分けて小グループで運動させるといったこともやっています。少年鑑別所の中を良い雰囲気にしておくためには、共犯者や、地元が同じ少年、住んでいる地域が同じ少年たちを別々のグループで処遇するということが必要です。そんなようなことで、収容している人数は少ないのに、運動等の処遇をきめ細かく分けてやらなければいけないという事情があります。

それから年齢についても、時には小学生が入所することもあれば、大学生ぐらいの少年まで、幅広い年齢の少年が入所します。あと非行性も、保護観察で退所する少年もいれば、特別少年院に送られるような非行性が進んでいる少年もいます。そういう低年齢の少年や非行性の進んだ少年たちについては分けて処遇しなければならないような場面がたくさんあつたりしますので、そういうのをきめ細やかにやっていると、収容している人数から想像する以上にすごく手間ひまがかかってしまいまして、なので、いつも余裕がない状態で、もう少しだけでも、もうあと1人でも、2人でも職員が多くいればいろんなことができるのになというふうな思いで、多分、小規模施設も大規模施設も仕事をしています。

○小板所長 忙しさについて、私のほうからも、静岡で働いてくれている鑑別技官に、自分が週に上げられるといいますか、担当できるケース、どのくらいであれば自分として夜10時、11時まで残らなくても帰宅できて、なおかつ3回、4回の鑑別面接が実施できて、必要な個別式の心理検査も実施して、やるべきことはすべてやれたと思う鑑別は何ケースぐらいかなと聞いてみますと、大体が週に2ケース、頑張ると3ケースというふうに答えております。ベテランになるともっと多くのケースを担当できる技官もいますが、ただ、鑑別という仕事は合理性といいますか、スピードを競うものではございませんでして、むしろ丁寧に時間をかけて少年とゆっくりと向き合うことが重要であります。

ですから、例えば1時間後に約束がある、外部から電話があるというようなときに、あわてて面接に入るといえるのは野暮な話でして、十分にゆとりを持った上で仕事をする、そういう面接を実施するとなると、そのくらいのケース数になるというように、部下の鑑別技官の話を聞くとなりますし、私自身もそうだと思います。

ところが、最近の静岡の場合ですと、たまたまかもしれませんが、収容は比較的落ち着いております。静岡も5年ほど前ですと、週に2ケースなんてとても考えられない、週に4ケース、5ケース、6ケースも鑑別結果通知書を作成しないと回らないような勤務状況にありまして、鑑別技官にすごく負荷がかかっていました。全国を見ますと、今もかかっている施設が相当数

あるというふうに思っております。

○岩井座長 非常に初歩的なことですが、大体、少年が入ってくると鑑別技官は1人担当の人が決まるわけですか。その人が最後まで担当する。

○吉村所長 はい。ごくごく通常の、特殊なケースでなければ、入所してくると、鑑別を担当する技官と、あと観護のほうでも担任教官というのが大体1人ずつ決まって、その2人が最後まで担当者でいくというふうになっております。

○岩井座長 そうすると、判定会議のようなものはどういうふうな形で行うんですか。ほかの方も入るわけですか。

○吉村所長 はい。判定会議は所長が主宰して行いますので、所長は基本的にすべてのケースに出まして、それから技官のラインですね、首席専門官とか、考査統括ですとか、そういう管理職といいますか、鑑別技官のセクションの責任者も出ますし、それから観護教官のセクションの、観護統括とか企画統括とかいますけれども、やはりそのセクションの責任者が出て、なおかつ担当者も出ます。それ以外にも関係者で出られる職員は出るというふうになっております。

○岩井座長 では、その判定会議は、1ケースについて何回か開かれるんですか。

○吉村所長 判定会議自体は、正式な判定会議は通常は1回です。そこで結論が出ればですね。時々出ないこともあるんですけども。うちの場合であれば、大体審判の1週間ぐらい前に判定会議の日を設定いたしまして、1ケース30分ぐらいを目安にやっておりますが、時々すごく迷ってしまって、1時間ぐらいやらないと結論が出ないということもございます。ただ、こういう正式な判定会議以外に、担当の鑑別技官と観護教官が話し合うとか、所長である私自身も鑑別を担当している職員とケースカンファレンスをするとか、そういうことはこまめにやっております。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

今度、少し時間が延びることもできるようになりましたけれども、大体4週間が普通なんでしょうか。

○吉村所長 はい。観護措置の更新が3回までできるように少年法ではなっているんですけども、それは例えば非行事実の認定のために証人尋問とかを必要とする場合に3回まで更新できるということで、そういう必要がなければ更新は1回までですから、多くのケースでは4週間以内に審判が入るというふうになっております。

○岩井座長 その期間というのは、鑑別を行うには割合十分なんですか。大体みんなもう、今

までのところで。

○吉村所長 もっと長ければ、もちろん鑑別のための作業をもっといろいろとできますし、さらには、少年鑑別所に入所した少年たちは日々刻々と変化していきますので、そうした変化も長いスパンでとらえることができれば、もっと鑑別が精緻なものになっていくだろうとは思いますが。ですから、4週間という期間で十分であるとまでは思っておりませんが、身柄を強制的に拘束することのデメリットとの兼ね合いで、多分、現在の期間になっているのではないかと考えております。たくさん期間があれば、期間があるだけ鑑別の精度を高めるためにいろいろなことができると思います。

○岩井座長 何かほかに御意見は。どうぞ。

○毛利委員 判定会議なんですけれども、前に鑑別技官の方にインタビューしたときに聞いたんですが、割と若くてまだ経験が浅いときに、割と突っ走った偏った見方なんかすると、所長というか幹部の方とけんけんがくがく会議するというような話を聞いたことがあるんですが、そういう割とざっくばらんというか、自由闊達な空気というのはあるんでしょうか。

○吉村所長 はい。それは本当にそのとおりですね。少年鑑別所では、私は所長ではありませんけれども、やっぱり一技官でもありまして、技官としては、私であっても、今年入った新人の技官であっても、一人の技官としては対等の立場で話し合います。ですから、所長が言うとおりに見立てをしなければいけないということはなく、判定会議では割と活発にいろんなことを話し合います。

ですので、判定会議に出るメンバーというのは、同じ技官であっても、それぞれが経験してきた勤務年数も過去に経験したケースも働いた施設も違い、あと、観護統括とか企画統括とかは少年院で勤務した経験があったりもして、みんながいろんなバックグラウンドを持っているので違う見方が出てきて、そこでよく議論にもなります。そういう意味で結構時間もかかってしまうような会議です。

○毛利委員 それと、そうやって何らかの判定が出た後に、その見立てが正しかったのかどうかという検証は、どこかで行われる機会というのがあるんでしょうか。

○小板所長 非常に痛い質問でございまして、検証の機会の1つは、前回話題にもなりました再鑑別がその対象になるように思います。

それから、もう1つは、あってほしくない再入少年の鑑別でして、再非行によって少年鑑別所へ再入したとき、この前は、こういう問題点に着目して結果通知書を提出したけれども、それが合っていたのかどうか、大抵の場合は、担当した技官がもう1回その少年の担当に戻りま

すので、自分でもう1回見直すことになっています。結構、「あ、違う部分を見ていたかな。」と思うこともありますし、ほぼ、前回見ていたのと同じような非行の仕方を繰り返してしまったということで、残念だったなということもあります。

あと、保護観察で社会に戻り、その後、再犯がなければ、いずれ記録が少年鑑別所に戻ってきますので、そうすると、ああ、保護観察を受けてうまく立ち直ってくれたなということを帳簿の上では知ることができるということはあります。

○毛利委員 例えば100件のケースを1年間にやったときに、そのうちのいくつかのケースを恣意的に抜き出して、自分たちの見立てがその後どういうふうに機能しているのかとか、少年院の処遇の場面で本当にそうなっているのかとか、そういうことを意識的に組織立ってやる人的な余裕はあるんでしょうか。

○小板所長 今までは、先生がおっしゃっておられるようなそういったシステムティックな反省の仕方といいますか、検証の仕方はできておりませんでした。個人単位で、メモをつけながら、自分のケースの子が何人帰ってきたとか、そういうことをしている技官も昔はありました。

ですが、これは非常に大事なご指摘でありまして、やはり今後は、自分たちのやってきていることの見直しということをするべきですし、今までできなかったことについての後悔みたいなものはあります。これまでは、どちらかといいますとよく言われます自転車操業で、もう目の前の少年の鑑別を何とか明日までに仕上げるということで手いっぱいな日々を送ってきたようなところが多かったというふうに思っておりますので、そういった、やったことについての検証といいますか、反省といいますか、できたことと、できなかったことにスポットを当てるといことは十分ではなかったと思います。今後については、これは1つの大きな課題だと思えますし、やれることから始める方向で努力すべきかなと思います。

○毛利委員 そういう意味で言うと、その自転車操業のままやるのが1つ増えるような話になると、また一層自分たちの首を絞めるようなことになるわけですね。切り離してそういう機能を新しくつくったほうがいいのですか。そのためには、お金と人はどのぐらい要るのですか。ざっとで結構ですが。

○小板所長 おそらく私が答えては間違いのもとだと思いますけれども、例えば少年院の一部に配置されている教育調査官とか行刑施設の調査官は、いろいろな役割を持っておられますけれども、1つはそういう検証みたいなとか、情報の管理みたいなことを担当する余地もあると思いますので、少なくとも各施設に1名くらい新しい機能を受け持つ職員がいたとしたら、それはすごく心強いとは思いますが。

○毛利委員 例えば鑑別所も少年院のことも一緒に眺めて、1人の少年をずっと見られるような人が地方に何人か、2、3人でもいれば、それは楽になるんですか。それは鑑別所にいたほうがいいのですか、それとも少年院にいたほうがいいと思いますか。そういう人が。両方、遊軍としていたほうがいいのでしょうか。

○小板所長 鑑別所サイドからしますと鑑別所にいたほうがいいと思います。そうした役割を受け持つ職員が必要に応じて、鑑別所から少年院へ行けばいいわけですし、少なくとも鑑別所を経由していろいろな少年院に行きますので、それを守備範囲にできるということはありません。ただ、逆に少年院に置くとなりますと、少年院にはいろいろな少年鑑別所から少年院送致決定になった少年が集まってきますので、それも1つの考え方かとは思いますが。

○広田座長代理 今の話でちょっと思うんですけれども、鑑別の結果を検証するというのは非常に重要なところだと思うんですけれども、下手をすると、鑑別技官の査定とかそういうふうな話にもつながりますよね。

この手の議論をしたときに、だれが検証するのかという問題ですよね。それで、どういう観点でだれを検証するのかというのはとても重要なところで、要するに技術的な改善をしようというのであれば、研究者とか専門家が統計的なデータで、データを匿名化した上できちんとやるとか、そういうふうなものであればいいですけれども、ちょっと作り方を間違えると、みんなびくびくしながら仕事をするという、そういうふうなことにもなりかねないから、いろいろ難しいかなと思います。

○石附委員 それに関連してちょっと。先ほども毛利先生がおっしゃる前にもちょっと思っていたんですけれども、鑑別所の鑑別結果、それを鑑別所だけで検証してもだめなのではないかと思うんです。

ですから、するとすれば、鑑別結果を受けた少年院、あるいは受けた家庭裁判所、それからその処遇で再犯があるとすれば、それにかかわった保護観察官もあるでしょうし、そういう人は全体でケースカンファレンスをするというんですかね、それですとバッシングにはならなくて、その中から本当の問題が出てきて、そこから、この鑑別にはもっとテストバッテリーとしてはこれが必要だったとか、あるいはこういうかわりを少年院でしたほうがよかったと、同時に一緒に何かみんなでケースを検討するということにしないと、鑑別結果だけを検証しようということになったら、何かまな板に乗せられるのは鑑別技官だけということになりますので、何かその辺を検討する機会があればいいなと思うのと、それからもう1つは、そういうことをするためにも、少年院で鑑別所の技官の結果を理解しがたいということが前もございま

したし、折々出てまいりますので、この間のお話なんかを聞いておりますと、鑑別所の技官は技官で、小規模のところはよそへ出たら困るから、交流ということに対しては少人数では大変だということがあったので、少年矯正全体で技官を増やすということを考えられないと、本当に専門的なかわりというのが少年院でもできないのではないかと思うんですね。

本当に専門的にその子の心理的な背景を理解しながらやっていこうと思ったら、そういう技官が各少年院に1人は配置されるようになるのが望ましく、それこそ予算を増やしてもらい、何かそれが今回のこの問題の根拠にもなった、現場の人がどうかかわっていいかわからないから殴ってしまったというところにもつながる、1つの解決策にはなるのではないかというふうに思っております。

○岩井座長 ほかに御意見はありますか。どうぞ。

○廣瀬委員 関連して、外部機関等との協働という話が出ていますが、家裁が全然出てこないのは不思議です。それは日常的にやっているから必要だと思わないのかもしれないのですが……。確かに、鑑別結果の判定と調査官の評価というのはある意味、独立して相互批判しなければいけないところもありますから、連携しすぎてべったりになってもいけないという面もあるとは思いますが、しかし、もっと相互連携をとっていくことが有効でしょう。調査官と技官の人事交流などができたらいいと僕は昔から思っているのです。そういう外部研修的なことを考えるのであれば、家裁との交流もぜひ視野に入れていただいたほうが生産的ではないかと思うのです。

それから、この前も申し上げましたが、少年には軽い事件のときから家裁に来て、それが結局、失敗と言えれば失敗ですけれども、再犯して鑑別所へ行ったり、またやって試験観察になったりして、最後は少年院に行く、あるいは再入してまたやる、そういう少年をずっと担当している調査官もいます。そうすると、本人に対する理解は、初めて会われた技官の方よりもわかっているところがいろいろとあり得る。逆に、目が曇っている面もあるかもしれませんが……。その辺の相互の情報の共有・連携、個人的なレベルでは結構やっておられるというのは聞いています。だからこそあまりイメージがわからないのかもしれませんが、システムとしてももう少しその辺を考えていくべきではないか。こういう話題で項目に挙がらないのは変だと僕は思っているのです。

それから、さっきおっしゃった事例研究会は時々やっていますね。

○小板所長 少年院でやっていますよね。

○廣瀬委員 例えばああいうものも、もっと組織的に数を増やすといいと思います。僕も何度

か行ったことがあって非常に勉強になりましたが、全体的にレベルアップしようという話であれば、たまにやるのでは効果が薄いと思うのです。一定の数は必ずやる、制度化して予算を取る、時間も確保するということも考えていかないといけないのではないかと思います。

家裁とのことについては、何かネックはあるんですか。

○吉村所長 いえ、多分ネックはなく、一番連携しているので、逆に話題にならなかったのかもしれない。

当所の場合も、時間外にやっているのでも、自助努力になってしまうのですけれども、家庭裁判所と少年鑑別所と保護観察所と児童相談所の4庁の事例研究会を2か月に1回やっています。すべての機関、又は児童相談所以外の機関がかかわった1人の少年の経過をすべて追いかけていくというケース検討会をやっております。ああいうのを、今は時間外ですけれども、時間内に公務としてやるという方向に持っていければ、さらにいいだろうなと思っております。

○毛利委員 それは時間外でやるんですか。

○吉村所長 はい。夕方、6時から8時まで。

○毛利委員 時間外にやったのには、お金をもらえばいいじゃないですか。そして、ちゃんと文章などにして、たくさんの方が共有できるものにそれをまとめるような努力をされると、そのしたことがきちんと積み上がって行って、次の事例研究のときも役に立つし、それが外にもきちんと、何が話し合われているのかということが伝わっていくようにきちんと、自己犠牲ではなくてお金を取ってやればいいのかと思うのですが、どうでしょうか。

○吉村所長 きちんと記録に残してそれが蓄積されていくということが大事なんだなということが、今、言っていただいて分かりました。今までは、やりっぱなしだったですけれども、きちんと業務の中でやるとなれば、おそらくきちんと記録も残し、そこでの議論がほかの施設でも役立つとか、そうなると思います。確かに、おっしゃるとおりだと思います。

○市川委員 先ほどからも児童精神科医が足りないという言い方をされていたんですけれども、今は鑑別所全体で一体何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○小坂所長 私が存じ上げているのは、お二人くらいです。精神科医の方はたくさんおられるんですけれども、児童を専門とされている方というのはごく少ないというふうに思っております。

○市川委員 1人はいらっしゃるけれどもということですか。大阪もいらっしゃるかもしれない。

○事務局 事務局でございます。全体の少年鑑別所は52か所ございますけれども、これは必

ずしも児童精神科とは限らないんですが、精神科の先生に常勤いただいている施設は大体10施設、10名で、52庁中に10名ほどの先生に常勤いただいているというところがございます。

○市川委員 児童精神科医は、10年ぐらい前まで絶滅危惧種でした。厚生労働大臣の諮問の精神医療政策提言会議があり、そこで4つの柱の中に児童精神科も入っています。

児童相談所も不足しているという話が出ています。私は児童精神科のレジデントを養成する立場にいます。この分野に興味を持っている若い医者はおりますので、必要性を言っていただければと思います。

○吉村所長 そうですね、本当にお医者さんがいてくれればと思うのは、地方の施設で勤務している時です。特に地方では児童精神科のドクターが足りないんですね。私の前任地は長野だったんですけども、長野県内にも児童精神科の専門のお医者さんが少なくて、外部診察に連れていこうと思っても、その先生のところは予約が3カ月先までいっぱいですとか、鑑別を行う期限までに診てもらうことが難しいとか、それから、お医者さんによっては、少年鑑別所から職員が護送するような形で連れて行って診察をすることに抵抗感があるお医者様もおられまして、診てくださいという交渉自体が難航することもあります。なので、外部のお医者さんに診察をお願いするのは難しい点がたくさんあります。

新潟で外部診察をお願いしている先生も、発達障害を扱っている専門のお医者さんなので、とても多忙でいらっちゃって、いつも恐縮しながらお願いしているような状態です。

○津富委員 話が全然変わってしまうんですが、少年院で勤務をしていて、通知書をもらう側にいたのですが、以前から少年院の教官はそう思っていると思いますが、通知書には、何で非行したかは書いてあるけれども、それは、少年院の教官にとってはそんなに重要なことではなくて、どうやって立ち直るかということのほうが大切なのに、なぜ、それが書いていないのだろうと、いつも思って読んでいますと。

そう考えると、この前も「刑政」に、小林寿一さんが、ジョルダナーノのコグニティブチェンジ(認知的変化)をちょっと紹介されていたと思うんですけども、要するにデジスタンス(犯罪・非行からの離脱)に関する理論ってどんどん発展していると思うんですよね。最近、技官の方と雑談する機会が少ないので、デジスタンスに関する理論的發展といった話をする機会も少ないのですが、そもそも鑑別は、理論があるから鑑別なんだと思います。理論的枠組みがあるから鑑別なんだと思います。例えば、リスクでもニーズでも何でもいいんですけども、ある枠組みがあってそれに着目しているわけです。さて、デジスタンスは理論がどんどん発達し

ていますが、例えば去年は、東京少年鑑別所に呼ばれて、ストレングス（長所）に着目したアセスメントのご紹介をさせていただいたりもしました、ストレングスに着目してそれをアセスメントするというのは、レジスタンスあるいはリカバリーに関する理論の発展があって、それを受けてのアセスメントの考え方のわけです。つまり、これだけ、人はどうやったら立ち直れるかということに関して理論が発展してくれば、当然、鑑別の理論が変わってくるのではないかなと思うんです。そういうことが、今、鑑別の実務において、どのくらい起きているのかについて、質問なんです。

○吉村所長 津富さんが聞かれたことにストレートにお答えするのはちょっと違ってしまうかもしれないんですが。理論のほうは、後で小坂さんをお願いします。

先ほど、観護の教官が鑑別の担い手としてもっと少年にかかわれる時間を増やしたいという話をしたんですけども、前回、徳地委員のほうからも、鑑別結果通知書に少年の長所ですか、伸ばすべき点をもっと指摘すべきではないかというお話があって、多分その部分というのは、処遇の手がかりになるような、立ち直りに使える資源となるような部分で、そういう部分をもっとつかむべきというようなお話だったと思います。なので理論とは別の話になってしまうんですが、観護の教官が鑑別において担っている部分というのは、人と人のかかわりの中で少年をつかんでいくという部分でして、例えば少年が少年鑑別所でやらなければいけない課題、作文を書いたり、絵を描いたりとか、そういういろんな課題に、どれぐらい粘り強く取り組む力があるとか、観護の教官は健全な常識ある大人として少年に接するわけですけども、そういう大人との関係をきちんと結んでいく力があるとか、あと、少年鑑別所に入所したことを良い方向で生かしていく力がどれくらいあるとか、そういうことを観護教官は少年とのやり取りの中でつかんでいきます。ですので、観護教官が少年にかかわる時間をもっと増やして、あと密度も濃いものとするので、少年の長所や立ち直っていく力、処遇の手掛かりになる面をもっとつかんでいけるような感じがありまして、そこをきちんと鑑別の中に取り込んでいくことで、少年院の処遇に鑑別を生かしていただけるようになるというか、観護の教官が鑑別で頑張ることで鑑別の有効性をもっと高められるのではないかなと思っております。

ちょっと理論とは離れてしまったんですけども、理論は小坂さんのほうで。

○小坂所長 理論ではないんですが、結局、鑑別を実施する時点が、非行が繰り返されたり、大きな事件が起きて2週間、1か月後くらいということで、要するに問題が起きてその直後くらいですよ。ですから、本人にとって時間的に一番近い生活体験といいますか、生活状況が、問題が広がっていたといいますか、問題があったといいますか、問題を引き起こす生活状況の

情報について、本人も一番鮮明に覚えていますし、周りからもはっきりした情報が得られると  
いうことで、そういうことからしますと、その問題にかかわる、非行を起こした原因について  
の情報が多いものですから、問題点とその分析という形で記載していくのが一番正直な、事実  
に基づいた鑑別の実態かなというところはあります。

もし鑑別の時点が変わって、少年院での処遇が終わった時点とか、保護観察の処遇が終わっ  
た時点、終わろうとしているときとか、終わってから1年たった後に鑑別しなさいと言われてた  
ら、多分、どうしてこの子はこう変化したのかとか、どう変わったのかという鑑別の視点とい  
うのが大いに出てくると思いますし、どのようにして少年の健全な部分を生かしながら処遇し  
て、本人のもともとの状態にまでたどり着いたかというような記述がしやすいのではというふ  
うに思います。鑑別を今、実施している時点からしますと、再鑑別は1つの経過した時点でも  
ありますけれども、いかんせん再入についてもやはり問題が繰り返されている、その直後の生  
活状況を、少年の供述を中心にした形ということになりますので、やはり非行の原因とかその  
背景についての情報を中心に組み立てているというのが実態かなと思います。

○津富委員 一言言って終わりなんですけれども、これまでの通常の鑑別は、多分1つだけの  
理論だけではなくて、いくつかパラダイムを置きながらやって来ていたと思います。どれが正  
しいとか正しくないではないと思うんですけれども、デジスタンスに関して複数のパラダ  
イムが出ています。ここに、たまたま、今日持ってきている本があるのですが、複数のデジス  
タンスのパラダイムを挙げて、それを、プロベーション（保護観察）に実際応用したらどうい  
うプロベーションになるかというようなことを書いているんです。心理でなじみがある考え方  
で言えば、ソリューションフォーカストとか、昔からありますよね。それは、過去じゃなくて、  
どうなりたいかという未来を、その場で聞き取って、進んでいくわけですよね。つまり、ソリ  
ューションフォーカストに立てば、問題を起こした過去は、単純に関係ないですよ。

今日の話が、どうやって鑑別をよくするのかという話で言えば、鑑別が、人の立ち直りに資  
するというか、コントリビュートしていくものというものであるならば、鑑別のパラダイムそ  
のものを直していくこと自体が、多分一番大きなこれからの貢献というか、変化をもたらし  
得るものではないかなと思うのです。どんどん、デジスタンスの理論は進化しているので、そ  
れぞれの枠組みで、どこを見るべきかというポイントは、ご存じだと思うんですけれども、ど  
んどん出てきているので、ぜひ鑑別を変えていただければと思います。

○本田委員 今の津富先生のものにつながるんですけれども、現場が一番ほしいのが、的確なアセ  
スメントと具体的な対応策です。これについて、私自身の2つの立場からお話したいと思いま

す。ひとつは、少年院で、分類担当の方に個別的処遇計画を作る研修をしたり、処遇担当の方に現場で相手に巻き込まれないで適切な対応ができるための研修を担当しているという立場で、もうひとつは発達障害やキレる子たちを実際に巡回相談をしながらアセスメントをして、その子たちに何回ぐらいのプログラムを組むと学校の中でよくなるかというような処遇や学校現場で具体的に何をするかという対応策まで考えていくために特別支援教育をしているという立場です。

少年院の分類の方たちは、鑑別所から来る所見が抽象的なことに困っています。少年院の教官は専門的な知識がありませんから、難しく読めないという感想をよく聞きます。

この子にはやさしくしてくださいと書いてあっても、どうやさしくするのかとか、丁寧に教えてくださいといっても、丁寧にどう丁寧なのか試してみないとわからないわけです。実際言葉で丁寧に教えても、動作性LDの少年は動作に移せないし、何度も何度も口で言って、結局、言ってもわからないじゃないかと困ってしまう。一方、本人のほうは、はい、分かりました、はい、分かりましたと言っているけれどもどうにもならない。こういう場合、どうしたらいいのか、具体策を教えてくださいというのが希望なのです。

そういう少年院側の立場からすると、所見を書くために鑑別所で使用されている心理検査のマニュアルとか、私もこれは全部知っていますけれども、基本的な所見の書き方というお手本自身はかなり抽象的ですよね。ロールシャッハの場合でも、うつ傾向がありますとか、自殺傾向がありますとか、性格が内向していますとかといっても、じゃあどうすればいいというところまではなかなか書いていない。書いていないから、そこが多分、鑑別所の中で事例検討をしながら、この子がもし少年院に行った場合には具体的にどういうことをすればいいのか、教官がやってはいけない刺激は何なのか、ぜひやってほしい刺激は何なのか、仕事に向くとしたらどういう仕事で、どういう順番でやればいいのかというところがほしいんだけど、そこはこのマニュアルには書いていないんですね。

私、逆に送り出すほうの大学院の心理の教官として、今、学生たちをトレーニングしていませんけれども、それができる子は少ないんです。それができる子は、スクールカウンセラーになって現場に行ってしまうんです。鑑別所を受ける学生も何人もいますのですけれども、資質的に言うと、数字で物を見るのが好きな方が多いようです。

数字で物を見るのが大好きだから、その分析結果がマニュアルにあると、そのとおりに書いてくるんですね。彼らには、これはだれにでも当てはまる書式じゃないから、目の前の相手のことが具体的に学校現場でわかるような文章にきなさいとさんざん伝えて、トレーニングして

病院にインターンに出したりしています。検査結果で同じようなプロフィールだとしても、なぜそういう結果になったのかは、例えば1人で暮らしている人と親と暮らしている人だったら全然違うわけです。同様に、学校の中で。周りにそれこそすぐに不良交友になりそうな子たちに囲まれている場面と、そういうマイナス刺激がない少年院の中だったら、少年の反応自身が変わってきます。実際に自分を不良行為に誘発する人がいない場面では、現場で生かせるトレーニングは難しいです。特に、周りからの刺激に弱くて、すぐにフラフラついて行ってしまう子たちの場合は、少年院の中ではとてもいい子なので、短期処遇でいくんだけど、外に出た途端にすぐ誘われてしまうわけですよ。本当につけなければいけない力をトレーニングできない場所に、処遇として入れた場合には、それは不適切な処遇になってしまう。では、逆に、試験観察で在宅でやっていけるのかというと、家族も一緒にトレーニングできるという法的な遵守事項でもない限り、もっと危ないですよ。

多分鑑別所のお仕事としては、どこの処遇に持っていくのが一番この子にとっていいのかということ判断するために、たくさんの検査をされたりとか話し合いをされたりとかとするんですけども、そのときに、果たしてここで挙げているテストというものの組み合わせが、本当にその少年たちの再犯予防に向かう所見になっているかどうかを見直すことが大切だと思います。少年院の分類の方や教官が見て、すぐに実施できる所見を書く力の研修というのが、鑑別技官になった方たちの中でできているのかどうか。実際に中に入った中で、資質向上のためにこのテストを所見に書くのにどういうふうなことをされているのかを、教えてください。

例えば、先ほど小坂先生がおっしゃっていた、社会性、社会的な判断力はなかなか見えにくいと言われたんですけども、WISC-IIIの下位検査項目では、その辺ってかなり分かりますよね。SCT、文章完成法を見ていると、文字の書き方とか、文章の組み立て方とか、その中でこの子たちの考え方、論理の組み立て方や認知発達の程度ってかなり分かるんですけども、それって相当トレーニングされた人でないと、読みとりにくいテストですよ、論理性や言語能力を見立てるには、マニュアル自身が抽象的で。うちの学生たちでも、そこに書いてある保護者との関係とか、学校のことは話のきっかけには使えても、その背景になっている論理性までの確に読み取れる学生は少ないんですよ。

だから、そのあたりをどう工夫されているのかなど。このあたりの資質が上がると、かなりいい所見は書けるのだと思うんですけども、現実、それだけお忙しい中で、どういうトレーニングをされていらっしゃるのか。もし今後、例えばいい所見を書くためにはどんなことが必要だと思っていらっしゃるのか。長くなりましたけれども、すみません、質問させてください。

○小板所長 ロールシャッハですかね、WISCのほうからですかね。では、まずSCTからいきましょか。SCTは、法務省式のもございまして、全少年に対して実施しておりまして、多くの技官が非常に使いやすいテストだというふうに思っております。

あのテストの刺激語への反応結果を見ただけではやっぱり読めません。結果だけ見ただけでは読めないんです。あれを使って面接をします。面接することによって、こう書いた本人のそのときの、いろいろな反応語の裏側にある、いろいろな連想される状況はどんなものかというわけで追っていくことになりまして、刺激語は全部で30個ありますけれども、では全部が使えるかというところではありませんでして、すごく特徴のあるといいますか、本人の問題に近いところの反応というのが中でちりばまっております、いくつかの反応について細かく、どんな気持ちでこんなふうにしたのかなということでも繰り返していく、聞き返していくことによって、面接が深まるといいますか、テストの解釈の仕方が安定してくるといいますか、心の動きが見えてくる場所がありまして、SCTについては面接とセットの形でないと難しいというふうに理解しておりますし、技官もそういうトレーニングを受けていますので、SCTについてはそれなりに、使い方のトレーニングを受けて、工夫もしているところかなというふうに思っております。

それから、WISCの解釈については、実は得意な人となかなか慣れていない人と結構実力差があるように思っております、非常に診断的な側面を持っていますので、私なんかまだ慣れていないので使いきれないというふうに思うんですけども、数量的にさっさと点数を入れれば解釈が出るような便利なツールもありますけれども、それだけでは全然深まらないところがありまして、おそらく1つ1つの下位項目での反応傾向まで下りていかないと、深い読みというのはできてこないのかなと思います。特に発達障害の研究をされている方は、あれはすごく使えるというふうに強調されるので、私なんかはその感覚がまだなくてだめなんですけれども、技官の中には必ずやりますと言い切っている人もいますので、そういう面では、そういう人たちの知見とか臨床能力を、ほかの鑑別技官も共有できるようにしていかないといけないと思います。

鑑別技官で、結構好きなテストと、そうじゃないテストと分かれるところがありまして、ロールシャッハに心酔した人は、それ以外のテストはテストではないみたいな言い方をたまにしまうこともありますし、また、ロールシャッハよりもむしろTATのほうが非行の問題を探るにはずっといいんだよ、ロールシャッハだけではだめだよというふうな言い方をされる方もいまして、結構、鑑別技官の人格傾向と用いる好きなテストと関連しているや否やみたいな

ところもありまして、それぞれのテストについて、得意な人、できる部分、どこかちょっと差異があるというのは先生のご指摘のとおりだと思います。

○吉村所長 あと、追加の話になりますが、本田委員がおっしゃるように、鑑別する力というのは統合力というんですか、質が異なる多面的な多彩な情報をいかに丸ごとの人間として、トータルなものとして見るかということなんだろうと思います。

そういう力をいかに職員につけていくかということには、2つの段階がありまして、まず新人の鑑別技官に、面接ですとか、様々な心理検査ですとか、その他のいろんな鑑別資料からトータルな人間像を見ていくトレーニングをいかにやるかで、これが、技官を育てる上での一番中核になっているスーパーバイズ制度です。先輩が2年間べったりついて、この期間はまだ自分1人の名前で鑑別結果通知書は出せないんですけれども、先輩が丸抱えで鑑別のすべてのプロセスの指導をするという指導方法で、これが鑑別技官を育てていく上での大切な制度になっていて、先輩が一種の徒弟制度で鑑別技術を伝えていくことをやっております。

あともう一つ、このスーパーバイズを卒業すると、一応一人前の技官になるんですけれども、各施設でやっている判定会議が少年鑑別所にとっては職員の研さんの場になっています。少年鑑別所では鑑別技官だけで少年のすべてを見ているわけではありませんで、処遇しながら鑑別をするみたいなことがあります。先ほど本田委員がおっしゃっていたような、発達障害の子のときに、例えばその子が落ち着いて先生の指示を聞けるのは大体何分ぐらいが限度なのかとか、時々こういう働きかけを挟むと一応落ち着けるとか、そういうことが処遇では役に立つわけですが、そういうことは少年鑑別所の中で観護処遇をしながらつかんでいるところがありまして、それは観護教官が試行錯誤しながら結構見つけてくれているんですね。ですから、そういう行動観察から得られたいろんな情報もすべてトータルして、心理検査も面接も、面会場面でのやり取りも、全部トータルして丸ごとの少年を理解するトレーニングとしては、判定会議が一番の研さんの場になっていると思います。そのことは私自身は意識していて、観護教官も、鑑別技官も、少年鑑別所で得られたすべての情報を一まとまりのものとして統合して、生きた人間像をとらえることができる力を身につける場として判定会議を活用するようにしています。

○市川委員 先ほど小坂所長がおっしゃっていたように、発達障害が非常に増加してきちんとした鑑別が必要になってきています。医療現場ではもうWISCが必須になっています。発達障害のことを考えれば、WISCをぜひ取り入れるぐらいの気持ちでいただければと思いますが。

○小板所長 WISC, 年齢によってWAISになりますけれども, 今の静岡の状況ですと, 大体半分くらいはウェクスラー式の知能検査, 個別式の知能検査を実施しております。やっぱりもうビネー式を使う職員は, 今の時点ですといません。あれは結構早く知能指数が出て便利だったんですけれども, そういう時間との闘いみたいな鑑別の時代ではなくなってきているということかと思います。

○本田委員 WISCに関しては, アメリカではもう既に5年ぐらい前からWISC-IVが出ているんですね。これは, スピードが全部カットされている状態で, プラス, この部分はわからないなというのがあったら, こういうトレーニングをすればいいよということまでできるのが出ているんですよ。

今日本で訳している最中で, 多分アメリカはもうすぐWISC-Vが出るんですけども, 日本はまだIVを訳している最中なんですけど, IVだけでも随分役に立つので, 具体的トレーニングにつながる部分をもとにしながら, 具体的に処遇につなげていくようにしていただけると, 多分少年院の方たちは非常に助かるのではないかなと思います。

鑑別での査定については, 基本にWISCかWAISか入れていただいて知的能力や, 言語, 思考力, 全体を見渡したり, 情報を整理したり, 見通しを立てる力などをしっかり把握すると良いと思います。プラス, 日常の行動観察や意図的行動観察での欲求や感情の表現方法を見たり, 文章完成法から家族のありようを見たり, それらをもとにしながら, ではどうしたらいいという処遇計画につなげていただけるとありがたいと思います。

○徳地委員 前回, 東京少年鑑別所のほうに行ったんですけれども, そのときに何人かの先生方にちょっとヒアリングをやったんですけれども, その中で1人, 東京少年鑑別所の教官の方がいらっやまして, 1週間, 東京都の児童自立支援施設に研修に行ってきたという話を伺ったんですけれども, やはり実際に研修に行ってよかったということだったんですね。

そのとき聞いておまして, 子ども, それからまた少年に対する思いとか, それからまた根底に流れるそういうふうなものは同じものだったということが, 私自身分かったわけなんですけど, 実は今日の論点の6番目なんですけど, 実は児童自立支援施設ということがこれに書いてあるんですけど, 現在, 家庭裁判所の審判で児童自立支援施設に入ってくるのが, 大体25%から30%の少年が入ってくるわけですね。数からいきますと500名から600名の子どもが少年鑑別所を経験して来るわけなんですけれども, 実のところは, 児童自立支援施設というのは一体何をやっているか, さっぱりわからないということなんです。

これは今に始まったことではなしに昔からそういうような話がされておまして, 最近, 家

庭裁判所の調査官や裁判官は、動向視察ということで年に何回か来ていただくこともありますし、特に重大事件の場合なんかですと、定期的に調査官、裁判官ももちろん来ますが、調査官はいわゆるケースカンファレンスに年に何回か来ていただきまして、いろいろケースに関しての助言、指導をしてもらったわけなんですけど、私自身思いますのは、少年鑑別所と児童自立支援施設のことなんですけど、やはり少年鑑別所のほうからも児童自立支援施設のことはよく分かりませんし、それから、そのためには児童自立支援施設のほうが情報発信をしなければ当然これはいけないかと思ったりもするし、また責任が当然あるかと思うんですね。そのためには、やはり何か説明できるような資料、もしくは鑑別結果に対する何かそういうふうな、援助するようなものがないかということを考えているんですけど、そういうようなことで、今後はもちろんいろんな点で情報交換しながら、子どもに対していかに最高の処遇ができるかということを考えないといけないと思うんですね。

特にやはりうちなんかの場合は、最近あまり逃走事故がないんですけど、以前ですと逃走事故が頻繁にありまして、途中で事件や事故を起こしまして、それで逮捕されてということがあったんですね。そうした場合は、当然、鑑別所のほうでそういうふうな鑑別結果が出る前に、施設職員が伺いまして、それで具体的にやはり少年に対する資料提供して、いろんな情報交換をしながら、この少年はどういうふうな最高のケアが必要なのかという、そこまでやはり持っていかなければいけないと思っているんですけど、以前ですと、何かビデオをつくって少年鑑別所のほうに出したらどうかというんですけども、ビデオというのは古くなってくるとあまりこうね、いろいろ価値がなくなるから、できたらパンフレットとかその他いろんな情報交換ができるものをこちらの方からも用意しなければいけないかと思っているんですけども、少年鑑別所の方はあまり、先ほど言いましたように、25%前後しか鑑別所から入ってこないんですけども、その点、どういうふうなことを考えているか、ちょっとお話を伺いたいんですけど。

○吉村所長 数年前に、14歳になっていない低年齢の少年でも少年院に送致することができるという方向に少年法が改正になるちょうどそのころに、児童自立支援施設を管轄する厚生労働省と法務省矯正局との勉強会というのがありまして、児童自立支援施設の先生方や、初等少年院の職員と東京少年鑑別所の職員で、当時2か月に1回ぐらいの勉強会をやっておりました。私はそのころ東京少年鑑別所の首席だったのでその勉強会に出ておりました。

勉強会の中でいろいろ議論をしていく中で、少年法の下にある少年院と、児童福祉法の下にある児童自立支援施設の処遇理念の違いがとてもよく分かりましたし、お互いの施設を見学に行ったりもして、生活環境への配慮とかいろんなことが違うことも分かりまして、少年鑑別所

にいた私にとってはとても勉強になりました。というのは、鑑別判定で、14歳ぐらいの少年だと、初等少年院を選択するのか、児童自立支援施設を選択するのかという点で、鑑別判定で大変迷うことが結構あったんですけども、その勉強会に出てから、私もそれなりの考えを持って判定会議に臨めるようになり、はっきり意見も言えるようになりましたので、今徳地委員がおっしゃったようなことは、少年鑑別所にとってはとても大切なことであるというふうに思っております。

○小板所長 もう一つは、厚労省と法務省との間の情報のやり取りについての基盤整備がちょっと遅れているといいますか、今の結果通知書も含めまして、少年簿は少年に関する全資料を含んでいまして、保護観察所とか少年院には身柄と一緒にこれを送付することになっておりますけれども、少年審判を経て、例えば児童自立支援施設送致になった少年については少年簿を送っていません。鑑別結果通知書の記載内容は家庭裁判所調査官が作成する調査記録の中に一部含まれるかもしれませんが、少年鑑別所で処遇した全般についての情報はお届けできていないという現状にあります。また、観護措置がとられる前の児童自立支援施設における処遇状況や結果についてもいただける立場にないというところでありまして、双方向に情報のやり取りができる制度になっていない。これが、早い段階で整えば、おそらくお互いに電話でどうですかというような関係になれるのではないかなというふうに思っております。

○岩井座長 どうもありがとうございました。いろいろ活発な御意見をいただきました。

これまでのところは次のような御意見が出されたかと思うんですけども、鑑別技官や観護教官がやはり非常に忙しくて、なかなか有効な資質鑑別に専念できる状況にないということで、やはり人員配置などへの配慮が必要であるというふうなこと。

それから、鑑別のための各種ツールの整備が、より有用なものを開発することや、そして、処遇に役に立つように、分かりやすくその結果を伝えていくということが必要であるというふうな御意見が出されたと思います。

それから、そういう鑑別結果の有用性の検証というふうなことが、後での処遇経過などを見ながら長い目で検証するというふうな方法の開発も非常に必要だろうということですね。

それから、精神科医師の増配置が望まれるのだということも御意見が出ましたし、先ほどの児童自立支援施設等の関係機関との情報の交換というふうなものも、法的根拠が乏しいのか、それとも行政上の枠組みのためなのかという問題もあって、できたらその情報が非常に適切に交換できるような方策を検討することが必要だろうということですね。

それから、研修など外部機関への派遣、研修をもっと、時間内でも余裕を持ってできるよう

にするというふうなこととか、特に家裁との連携というふうなものももっと進める必要がある  
というような御意見が出されたと思います。

ちょっと時間が押しておりますので、ではここでいったん休憩といたします。

午後 3 時 0 1 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

○岩井座長 それでは、会議を再開いたします。

次に、2つ目の論点として、観護処遇についてです。少年鑑別所の被収容者処遇に要請されるものは何かといったことについて、検討したいと思います。

前回のヒアリングや会議でもありましたとおり、少年鑑別所には、性別や年齢のみならず、法的地位においても様々な属性の少年が入所しております、これが処遇の難しさの一因となっているということがあります。

前回の会議でも若干話題に上った部分でもありますけれども、改めて少年鑑別所長から、被収容者処遇に関する問題点などについて御説明をお願いします。

それでは、吉村所長からお願いいたします。

○吉村所長 問題点について検討する前に、観護処遇ってどんなものかというイメージがとても湧きにくいかと思しますので、今日は観護処遇についてのイメージを持っていただくために、一つのキーワードとして、「場の力」という私自身がよく使っているキーワードを使いながら観護処遇についてお話をしたいと思います。

少年鑑別所というのは審判前の少年を収容してしまして、少年院のように意図的、系統的な教育を行っているわけではありません。また、少年の側も望んで入るわけではなく、強制的に収容されるわけですので、入所直後は、収容されたことにすごく不満であったりとか、つらさを訴えたりとかしているんですけども、少年鑑別所で生活をするうちに、審判に向けて段々と自分の問題と向き合って、非行を繰り返さないために自分は何をすべきかをきちんと考えて、少年鑑別所に収容されたことを、非行から立ち直るための機会としてプラスにとらえて、前向きな気持ちで審判を受けるようになっていくというような、こんなような変化が、決して長くない収容期間なんですけれども、起きるんですね。少年たちを変化させようと思って私たちは接しているわけではないんですけども、こういうような変化を引き起こすものを、分かりやすい言葉として、少年鑑別所が持つ「場の力」と私自身は呼んでおります。

こういう少年鑑別所が持っている不思議な力といいますか、「場の力」こそが、実は観護処

遇の大切な部分なのではないかと思っております、少年鑑別所がやっていることの何がこういう「場の力」をもたらしているかとか、こういう少年鑑別所が持っている「場の力」を十分発揮できるようにするためにはどんな方策があるのかということ、この機会に考えていただかなと思っております。

観護教官の仕事はどんなものかといいますと、一つには、拘禁に伴う身柄の確保ですとか、所内の規律、秩序維持のための保安的な業務、これは刑事施設も含めて、すべての矯正施設に共通です。それ以外に、先ほどの資質鑑別のところでも出てきましたが、鑑別の担い手として、意図的行動観察を実施したり、鑑別のための資料を作ったりというようなことがございます。これは少年鑑別所に勤務している教官のみの業務です。これらの、保安業務と鑑別のための業務を除いたところが、観護処遇の主な部分、主要な領域になるんですけれども、そのところが結構重要なのではないかなと思っております。

では、それ以外のところで一体どんなことをしているかといいますと、まず一つは、未成年である青少年の生活の場にふさわしい健全な処遇環境を用意するという心に砕いて、手間ひまをかけているということがございます。健康的で健全な生活環境を整えて、職員は青少年の健やかな成長を願う常識的な大人として、親身に、懇切丁寧に、かつ毅然とした態度で少年に接するというをやっております。これが観護処遇の一番ベースの部分ですね。

その上に積み重ねるものとして、少年たちはみんな審判を控えていますので、審判に向けての心の準備を支える処遇をやっております。審判前というのは、自分の運命がこれから決まるということで、少年は不安と緊張でいっぱいだったりするんですけれども、そういう不安定な少年を支えたりとか見守ったりということをしなが、審判というのは立ち直りのためのも大切な機会だと思うんですけれども、その審判に向けて少年が、何で今回みたいな非行をやっちゃったんだろうというふうに、自分自身の問題をじっくり考えると、やっぱり審判は自分のためのものであるという気持ちを持って、前向きな気持ちで審判を受けられるようになるとか、そういうようなことができるように、少年一人一人に合った働きかけをやっていくようにしています。

それから、少年が、すごく不安であるとか、これからどうしていったらいいかわからないから誰かに相談に乗ってほしいと求めてくれば、相談に乗ったりアドバイスをすることも観護教官の大切な仕事になっております。ですから、青少年が生活するのにふさわしい健全で健康的な生活環境を整えて、審判に向けて少年を支えるいろんな働きかけをすることによって、少年たちはいい顔を取り戻すというんですか、10代後半の子どもたちが元々持っているエネルギー

一とか活力とか何かそういうような健康的な部分を取り戻して、その結果として少年たちが審判までの間に変化していく、これが少年鑑別所が持っている「場の力」ではないかなと思っております。ですから、そういう力をいかに発揮していくかが大切ではないかなと思っております。

ただ、その一方で、今までいろいろ話題になっていた観護処遇の困難性ですね、様々な法的地位の少年が入っていたりとか、幅広い様々な属性の少年が入っていると、個別にきめ細かく対応しなければいけないとか、あと、審判前という特殊な状況の中でもものすごく不安定になったりする少年がいて、そういう心情不安定な少年が1人いると職員全員がそれに振り回されてしまうとか、そんなようないろいろな問題があって、少年鑑別所が持っている「場の力」を引き出していくためには難しい面があるというのも現実ではございます。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に小板所長、お願いいたします。

○小板所長 吉村所長から観護処遇のエッセンスの部分を、吉村所長がネーミングされている場の力で説明されまして、私からはちょっと周辺のといいますか、最近新たな観護処遇として1つ定着したというか、確立されました育成的処遇について説明させていただきたいと思っております。

少年鑑別所の部内では、少年鑑別所の2つの大きな機能の鑑別と観護、この重なる部分に収容鑑別があるんですけども、観護の担っている役割というものをどういうふうに位置づけるのか、意味づけるのか、審判前の少年を預かっている青少年の健全育成にかかわる機関として、どんなかわり方、できることと、できないこと、どんなふうを考えるべきかということで、結構変遷してきているといいますか、揺れ動いてきているようなところがありました。

例えば昭和30年代ですと、治療的、教育的処遇ということで、かなり非行少年の立ち直りに寄与しようということで、介入的な働きかけもやるべきではないかというような機運があったころもありました。

それから、もう少し時代が過ぎまして、昭和50年代ぐらいからは、探索処遇として、収容鑑別に役立つための処遇が観護処遇の中で結構重要ではないかという考え方が強くなりまして、鑑別に資する観護処遇の役割を重視しようということで、平成3年からはそれが意図的行動観察として、鑑別に役立つ、鑑別のための観護処遇でもあるということが、1つの柱としてしっかりしてきました。

それは現在も、意図的行動観察として、課題作文であり、貼り絵であり、いろいろな手法で

あつたりすることでありまして、意図的に設定した行動観察の場面で得られた情報を鑑別結果通知書の中にも盛り込んでいるということでもあります。そして、これとは別に、少年鑑別所の少年たちに収容されている期間内ではあっても、調査官調査、鑑別面接等の時間以外で、つまり余暇の時間内で少年にしてあげるべきこと、少年たちの今後の生活のことを思ったら、いろんな知っておいてほしいような情報なり経験なりを、少年の希望に応じて提供してはどうかという育成的処遇というものを平成20年から始めてまして、例えば静岡ですと就労支援という、キャリアコンサルタントの資格を持っている方の講義やカウンセリングを受けるとか、保健所の方の保健講話を受ける機会とか、これら2つは外部の方々をお願いしています。それから、音楽鑑賞と申しまして、ピアノを弾ける職員が少年のリクエストなんかに応じて音楽会をやって元気づけるみたいなことも、情操のかん養の一環としてやっているということで、結構少年が感動してくれたり、何か少年と観護教官の気持ちが近づいたりするというようなことでもありますけれども、こういった育成的処遇というような考え方も1つはつきりしてきてまして、観護処遇のレパトリーが1つ増えたかなというところでもあります。

ただ、この育成的処遇につきましては、矯正部内の行政文書でもって実施しているところでありまして、まだ法令等による定めにはなっていないところでありまして、今後定着させて観護処遇の役割をはっきりさせていくには、そういった整備も行われないと、後々まで残りにくくなってしまうのではないかとということもありまして、そういった実情、実態が続くように制度設計の中にも盛り込まれるべき重要な事項ではないかというふうに思っております。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、この論点に関しまして御意見をいただけますでしょうか。

未決の段階だということで、人権擁護の点、影山委員はいかがですか。

○影山委員 前のどこかの議論でもそこは申し上げた部分はあるかと思いますが、未決ではありますけれども、未成年で様々な問題を抱えた子どもたちであることも間違いないので、様々な育成的な処遇とおっしゃっていますかね、そのようなかわり方というものも重要なかと、私個人は考えてはおります。

その問題とはちょっと違うんですが、少年院の法務教官のかかわりというのは担任制で、1対1で子どもを見ていく。鑑別所も観護教官の方は、もちろんそこでは1対1なのかもしれないけれども、子どもとの心情的なつながりの度合いとか、どこまでそこで、昭和30年代は治療的な介入もしていたということなんだけれども、どこまで子どもとつながっているのかとか、そのあたりの距離関係はどのぐらいが適切なのかとか、そのあたりは今、鑑別所の方ではどん

なふうを考えながら、ある意味では全国的にほぼ意思統一されたようなやり方というのがあるのかどうか、お伺いしたいんですけども。

○吉村所長 実務的には、そのところってとても難しいというんですか、少年鑑別所の観護教官にはバランス感覚が相当求められるのかなと思っております。少年院から少年鑑別所に転勤してきた教官が、少年院での少年との距離の取り方と少年鑑別所での少年との距離の取り方が違うのですごく難しいと言ったりもします。

ただ、少年鑑別所の職員も、決して少年を遠巻きにしているというわけではありません。さっき申し上げたように、少年たちは審判を控えて相当に不安で、相当緊張しています。今うちに入っている少年で審判を控えている中学生がいるんですけども、頻繁に職員を呼んでは、先生に話を聞いてほしい、先生に相談をしたい、これからどうしていったらいいんだろう、家族が今度面会に来たときどんな話をすればいいんだろう、家族からこんな手紙が来たけれどもどう考えたらいいんだろうとか、頻繁に職員に相談に乗ってほしいと言ってきます。そういうときに、職員は少年の話をじっくり聞き、少年の不安とか緊張を受けとめつつ、審判に向けて前向きな気持ちを保てるような働きかけをします。

少年院の先生であれば、矯正教育として、非行性を除去するとか、少年を変化させるための意図的な働きかけをするんだと思いますけれども、少年鑑別所の職員は、少年たちの不安や緊張をとにかく受けとめて、その上で少年たちに、審判までに自分ができることを考えていこう、例えば審判に向けて今自分が考えたり、周りの人と手紙とかでやり取りをしなればいけないことはどんなことだろうということを丁寧に返していくというような、そういう働きかけを非常に根気強くやっています。こういうかかわりは結構やっていますので、少年鑑別所の教官と少年とのかかわりにも比較的濃密な部分はあるかなと思っています。

ただ、やはり全部が全部できるわけではないというんですか、前回の、東京少年鑑別所の教官の話にもありましたけれども、少年がすごくたくさんいると、結局そうやって、先生、先生と頻繁に職員を呼ぶ少年の方にどうしても職員が行ってしまっって、比較のおとなしくて自己主張をしない少年が、実はいろいろ不安や緊張を抱えていて、審判に向けて悩んでいたりと、先生に話を聞いてほしかったり、相談に乗ってほしくても言えずにいるのに職員が目が届かないということがあります。ですから、適正な施設規模、ある程度きめ細やかな働きかけができる施設規模というのはあるんだろうと思います。

○小坂所長 少年院には担任教官がいるということなんですけれども、少年鑑別所にも1人の少年に1人、担当の教官がつきまして、その教官が行動観察の責任者といいますか、担当者に

なっております。結果通知書の行動観察のまとめを作成しております。判定会議においては、所内の生活の各行動観察場面で得られた情報を代表して情報提供をしています。また、いろいろな事項について鑑別技官と意見交換するということでもあります。

ただ、在所期間が短いものですから、面接を担当教官が実施するにしましても、せいぜい1、2回で、少年院のように毎週必ず担任教官が定期的に、今週はどうだったかというような形の定期的なかかわりがちょっとできておりません。本当にその都度、職員が空いている時間を見ながらとか、何かあったときにはもう居残りしてでもという形で少年にかかわるところであります。関係とか交流の時間とかタイミングは、少年院から比べると、やっぱり教官としては少ないかなというふうに思います。

その一方で、少年鑑別所の観護教官には当直業務というものがあまして、当直当日の少年全体を見るという役割もありますので、その中に自分の担当の少年も入っているということでありまして、担任であり、また全体の中でその子を見るというような役回りを取りながら、場合によっては自分の担当以外の少年についても、何らかの心配事とか相談事があれば、可能な範囲で対応する、不安の解消に向けての働きかけなど、できることがあればその都度しておくという、チームとしての、またその日の責任者としての役割も担っているということでありまして、教官としては、担任としてかかわる部分と、チームで全体としてかかわる部分と、両方担っているところがあります。

○岩井座長 何か他にありますか。どうぞ。

○石附委員 保護者の面接について、面会は大体どのような感じで、どのようなことに配慮されているのかというのが1つと、もう一つは、異性の面会を許さざるを得ないような、保護環境が悪くて、面会にだれも来ない場合の対応についてお伺いします。

私もそんな少年を担当したことがあったんですけども、保護者が全然来ないので、彼女が年上で成人だったんですけども、その面会によって、鑑別所の観護教官がすごくうまくその女性を励ましてくださったんで、その子はその女の子のところに行って立ち直っていったという経過があるんですけども、何かそういう観護処遇という中で、環境調整ということにはどのようなご苦労があるかということをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○吉村所長 面会は、少年鑑別所に入っている少年たちはすごく心待ちにしている、親が自分をまだ見捨てていないんだということを確認する大切な場になっています。

少年鑑別所の面会は、時間は、多くの施設で30分ぐらいまでを目安にしています。警察の留置場では、アクリルの仕切り板みたいなのがあって、仕切り板に隔てられて面会する場面が

テレビドラマで出てきますけれども、ああいうのではなく、普通の応接セットがある部屋で、職員は立ち会ってはいますけれども、ごくごく自然に面会できるというふうになっております。ですので、もちろん不正な物のやり取りとかには細心の注意を払っていますけれども、母親の方なんかはもう感極まって、子どもの手を取って泣くとか、別れ際に頭をなでるとか、そのような場面というのも珍しくありません。

ただ、やっぱり保護者の方は、実際に面会にきて、子どもが少年鑑別所に入ってちゃんと反省してくれただろうか、今まで親の言うことを聞かなかったけれども、これからは親の言うことを聞こうというような気持ちになってくれただろうかということを、確認しにいらっしゃっているんですけども、面会場面で、思うように少年からそういう反応が引き出せないこともあるんですね。親御さんの側も、これから子どもを引き取って親としてきちんと指導監督できるだろうかという不安がありつつ、審判を迎えられるので、面会が終わってから、親御さんの方から、少年鑑別所の先生とお話したいみたいなことを言ってこられることがあります。相談の内容は、面会でのやりとりを踏まえて、親としてこれからどうしたらいいかみたいなことですね。こういう相談にお答えするのは、統括クラスの実任職員がやったりするんですけども、そういう親御さんの不安を受けとめた上で、親御さんとしてこうしていただきたいなことを必ずしもダイレクトに言うわけではなくて、また面会にいらしてお子さんの反応を親御さんがこれからも直接確かめていただきたいみたいな、そういう気持ちを持ち続けていただけるような働きかけをしていると思います。

あと、面会の範囲に対する配慮ですけれども、少年鑑別所での面会の範囲は、基本的には三親等以内の親族と、それ以外では、少年の今後の更生に特に必要と少年鑑別所長が認めた者ということになっていて、所長の裁量の部分がございます。つまり、最終的には少年鑑別所長が面会の許可不許可を判断するんですけども、微妙な部分については、家庭裁判所にご連絡をして、こういう人について面会させることに関して、家庭裁判所はどんな御意見を持っていますでしょうかと、ご意向をお伺いして、その上で少年鑑別所長が判断するというようなことをしています。それで多分先ほど石附委員がおっしゃったような、通常は面会の許可範囲に入らない人も面会を実施したという事例があったんだと思います。また、よくある例では、交際相手が妊娠しているときに、本来であれば、婚約しているわけではないので、面会の許可範囲外なんですけれども、今妊娠している交際相手との関係や出産等についてどうするかとか、それも人生の大切な決断になるので、そのことを相談するという目的で、1回に限り、保護者も同席して、妊娠の話題を中心とした面会をするとか、そういうようなことを条件に許

可するという事はしております。

○岩井座長 ほかに。どうぞ。

○川崎委員 少年院の教官は、まさに矯正教育の担い手の教育者であると思いますし、担任の教官というのは、長い少年院生活を少年と担任が、言ってみれば手を携えてよく過ごしていくために、積極的にいろいろな働きかけをするわけですが、それに比べると観護教官というのは、推定無罪の人たちを相手にするわけなので、矯正教育の担い手というわけではなくて、お世話をする人みたいなネーミングの方が合うような関係だと思うんですね。

担当教官も行動観察をまとめるという役割はあるし、そのために多少面接をしたりしますが、観護教官の守備範囲は非常に広いので、毎日会っているわけにもいかなくて、4日か5日に一度当直があつて、その日は朝から晩まで寮についているので、何回となく少年の顔を見ることが出来るけれども、非番の日はいないし、週休の日もないし、あと裁判所へ出廷に行ったり、少年院に護送に行ったり、よその鑑別所に移送に行ったりとかと、寮にいない日が多いので、そういうときは少年の顔も見られないというようなかわりだと思えます。ですから、密度においても、頻度においても、少年院の教官と観護教官との関係はちょっと違うかなというふうに思えます。

ただ世話をして、ご飯を食べさせたり、お風呂に入れたり、運動をさせたりしているだけでいいのかというと、大半の少年は、鑑別所に来て、そこからまっすぐ外へ、家に帰っていくわけですよ、少年院には行かないでね。そして、教育施設ではないけれども、少年鑑別所に入ったらよくなって出てくるということを、家族を含め社会は期待しているところがあつて、そうでないと、鑑別所に行ったのによくもならない、とんでもない悪いやつだみたいなレッテル貼りをされているのが現実だと思います。

そういうことを考えると、吉村所長が言われたように、場の力というのを使って、積極的に教育をするわけではないけれども、子どもたちの心情が落ち着いたり、自分を振り返ったり、大人に対する見方を変えたり、あるいは、非行以外の何かに関心を目覚めさせたりというようなきっかけを鑑別所で与えたいというのが、私も長年鑑別所長をしていて、そういう願いのもとに仕事をしていたという感じです。

それが、今、育成的処遇というふうにネーミングされて、一時よりは活発に、例えば外部の方の力も借りたりして行うような形になってきたので、それはいいことだと私は思います。

そう考えるのにはいくつかの理由があつて、1つは、鑑別所での生活は、基本的にはその少年ごとに別々で、テストがあつたり、面接があつたり、裁判所の調査があつたり、面会があつ

たり、とても忙しいこともあれば、朝から晩までだれも訪れる人もなく、部屋にいてご飯を食べて寝るだけみたいになる日が、例えば何日か続くなんていうこともあり得るわけです。

そういう少年に、ただ部屋に入って本ばかり読んだりしているだけではなく、少年にすれば、不安であると同時に、暇をもてあます場合もあるので、そういうときに何かいろんな刺激を与えて1つのきっかけにできたらいいなというようなことが1つです。それから、そういう刺激やきっかけを観護教官が与えるということによって、観護教官との間の距離が近づいてきて、信頼関係のようなものができて、それが、大人なり社会なりとの関係改善の手がかりになる可能性もあると思います。

また、例えば外部の方たち、援助してくださる方たちがいい情報を提供して下さったりすることによって、自分は鑑別所に放り込まれた、隔離されたとひがむのではなく、大勢の人に見守られている、支えられているという自信なり安心なりをもたらすことにもなるというように思います。

そのようなことから、大変だとは思いますが育成的処遇には是非力を入れてほしいと思います。それがまた観護教官の、単なる世話役だけでなく、あるいは見守るだけでなく、もう少し教育的な役割を担うプライドというのでしょうか、誇りなり、あるいは向上心なりを育てていくのではないかなと思います。

○岩井座長 最初は単独室なんですね、入所は。それはどれぐらい続くんですか。

○小坂所長 これは施設によって随分事情が違っておまして、新潟もそうだと思いますけれども、静岡もそうですけれども、静岡の最近の実態からしますと、部屋が27室ありまして、少年の収容が大体20数名くらいが、最近の上限になっておりますので、たまに30名にいくことがあるんですけども、ここ1年ぐらいはそのような収容状況にありますので、全期間ほぼ単独処遇に、今はなっております。

ただ、これが5年くらい前になりますともう全然事情は違いまして、部屋が27室ですが、収容人員が75名ぐらいのことがあったりしまして、特に暑い時期になりますと、狭い部屋に3人とか4人で、ふとんを何とか工夫して敷かなければいけないということもありました。

通常、入所して、1日ないし2日間は単独室、その後、少年の特質に合わせて集団室の処遇も、時期を見ながら実施していくということになります。ただ、ずっと単独処遇が続く少年もおります。例えば、これは収容の身分でもう自動的にですが、勾留状の少年はその期間中、共同室で生活することはありません。単独処遇になります。それから、勾留に代わる観護の措置という観護状で入所する少年についても、観護措置に切り替わるまではおおむね単独室で収

容しています。

ですから、この辺は本当に各施設の収容のキャパシティーと入所人員との兼ね合いでありまして、それによって単独処遇が続けられる期間が変わってきております。それから、落としてしまいましたが、少年院送致決定者なども単独処遇になります。

非常に収容が多かった施設で勤務したこともありますし、今の施設の収容状況も見ておまして感じるところは、ちょっとぜいたくかもしれませんが、少年鑑別所の収容期間は、審判前の、やはりじっくりと自分自身に目を向けてほしい期間ということを考えますと、やはり観護措置期間中、全期間、単独室での処遇、少なくとも夜間については1人でゆっくりと過ごせる、昼間は当然、運動に出たり、それから入浴をほかの少年と一緒にしたり、その他の、先ほどの育成的処遇ではないですけれども、一緒にいろんな機会をともにするということがあると思いますので、集団処遇も部分的に当然あるんですけれども、居室単位からしますと、単独室での処遇が少年鑑別所としては好ましいし、そういう形で実施できたらというふうに思っています。

○広田座長代理 ちょっと違う質問ですけれども、育成的処遇と意図的行動観察の関係についてちょっと伺いたいんですけれども、平成20年の少年矯正課長の通知で育成的処遇の方針が出されていますけれども、育成的処遇のうち、意図的行動観察に適するものについては、所定の手続を設けた上で、意図的行動観察として実施するというふうな話になって書かれているんですね。つまり、教育を狙いとした処遇と、それから鑑別に資するための処遇との境目がどうなっているのかということをお伺いしたいのと、その上で、ある意味で教育として何か処遇をするというのは、少年の側からすると非常に戦略を立てやすいという気もするんですよ。つまり、どういうふうに振る舞ったらいいかというのがね。そうすると、鑑別に資するための、ある意味で自由度を与えた観察みたいな部分との緊張関係みたいなものはないのかということ、そこら辺をちょっと伺いたい。

○小板所長 非常に難しい質問でございますが、多分現場では、これは育成的処遇のネーミングでいいものなのか、今ありましたように意図的行動観察のほうの種目として実施すべきか、場合によっては位置づけがまちまちになっていることもあるかもしれません。

ただ、育成的処遇の機能として、今、教育というお話がありました、むしろ教育というよりもこんなようなこと、例えば就労支援とか、それから健康管理に関するような、医師や看護師、保健師の方からの情報を得るとというのが、少年の希望に基づいて実施するという建前からしまして、計画的・体系的なものではないんです。

あるときは、調査官調査で少年が出たくても出られないこともありますし、あるときは少年

はあまり保健師さんの話を聞きたくないけれども、部屋にいるよりもまだ聞いたほうがいいかもしれないということで手を挙げて出てくることもありまして、あまり体系立っていないといえますか、こんな機会があるけれどもどうですかということで、場面を提供して機会を与えている、便宜を供与しているというものでありまして、体系立ったものではないという形が、育成的処遇の実態といえますか、性格ではあります。

○広田座長代理 その鑑別にかかわるいろんな処遇を、何か圧迫したり取りかえたりというものではないというようなことですか。

○小板所長 そのとおりです。どちらかといえますれば、やはり意図的行動観察のほうが、これでもって情報がほしいといえますか、少年のことを知りたいわけですので、優先度からしますと、まずこっちに参加させた上で、ただ、育成的処遇は外部の方がかなりの部分を占めてくださっているものですから、日課的には授業をやったり、外部の方が来てくれる時間は空けた形でほかの意図的行動観察を実施する、そんな関係にはあります。

○広田座長代理 分かりました。

○吉村所長 あと、極めて実務的な話なんですけれども、1つの種目が育成的処遇と意図的行動観察の両面を持っていて、使い分けているところがあります。

例えば、当所でやっている「生け花」は、更生保護女性会の方々が花を生けに来てくださるときに、自分もそういうことをしてみたいと希望する少年がいれば、一緒に生け花をしてみるというものです。これ自体は情操のかん養を目的にした生け花体験で、育成的処遇なんですけれども、これをやっている場面の行動観察も、同時に行っています。それから、終わった後に、観護措置の少年であれば、今日生け花をやってどうだったかとかの、感想文を書いてもらいます。そうすると、その感想文に結構いろんなことが出てくるんですね。例えば、生けた花の中にカーネーションがあった時には、「母の日に僕はつかまっけてお母さんに何もしてあげられなかったんだけど、今日はカーネーションを使って生け花をしたから、鑑別所を出たらお母さんに今日と同じようにカーネーションで生け花をやってあげたい」みたいな感想文が出てきたりするんですね。それはまさに意図的行動観察の資料になります。

そういうような感じで、目的をどこに置くかで、一つの種目が意図的行動観察にもなり、情操をかん養する育成的処遇にもなりと、実務的にはこんなふうになっています。ただ、観護措置の少年の場合は意図的行動観察の場面として活用することが可能なんですけれども、観護措置でない少年に実施する場合にはそれはできませんので、例えばそういう少年には感想文を書かせたりはしないというような線引きはしていて、デリケートに使い分けをしております。

○岩井座長　そういう外部からの育成的処遇に当たってくださる人たちというのは、ボランティアで来てくださるんですか。特に依頼するんですか。

○小坂所長　わずかな額と言いますか、謝金としてお支払いしているということですが、本当に謝金・薄謝でありますので、ボランティアベースで協力していただいているという色彩が強いものです。

○岩井座長　それは、少年院も鑑別所も同じような感じなんですかね、その概念というか。篤志面接委員という感じなんですか。そうではないんですか。

○吉村所長　少年院には篤志面接委員という方がおられますけれども、少年鑑別所ではそうやって来てくださる方を部外協力者というふうに呼んでいまして、例えば保健講話なら保健講話だけをお願いしたり、あるいは一回限りの単発でお願いすることもあるので、少年院の篤志面接委員の方とは少し違うかもしれません。

ただ、育成的処遇は必ずしも部外協力者の方だけにお願いしているものではありません、少年鑑別所の職員が自分たちでやっているものもございます。例えば、当所で最近やり始めた「体力測定」みたいな、運動の時間のある1コマを使って学校でやるような体力測定をやって、自分の体のことを知る機会を持てるようにするとか、あと、ビデオ視聴なんかも、育成的処遇としてやるときは、例えば就労に関係するようなビデオを放映して、これからこういう仕事に役立つビデオを見るけれども、見たいと思う人は見てくださいみたいな声かけをしますので、これも少年の自由な意志に基づいて見るわけですけども、そういう健全育成に役立つビデオを選んで放映するとか、そういう育成的処遇は少年鑑別所の職員が自分たちでやっております。

○広田座長代理　育成的処遇はあくまでも本人の希望によって提供されるというふうな、そういうふうな位置づけなんですか。

○小坂所長　そうです。

○広田座長代理　分かりました。

○津富委員　質問ということなんですけれども、自分は鑑別所の経験がないし、何か間違った質問かもしれませんが、今日は、最初に技官の仕事のお話があって、次に観護のお話というふうに、切り分けられているような感じがするんです。ですけども、僕は素朴に思うんですが、たまたま昨日友だちと話していたら、職場でいろいろなことがあるので自己主張訓練の勉強をしているという話を聞きました。要するに一般の人が自発的にそういう心理療法の勉強ということはないけれども、訓練を受けたりしている、そういう時代ですよ、今は。つまり、心理療法と言っても、いちいち強制的介入であるとか、治療であるなどと考える必要はな

いと思うんです。

そうやって考えると、鑑別所の持っている最大の資源はやっぱり技官さんなので、別に治療であるとかないとかそんなことは全然気にせずに、入っている子どもが好きに選択できる感じで、何か、今日ためになるようなことをちょっとやってみたいなといった感じで、刺激的なプログラムと言うとオーバーなんですけど、カルチャーセンターでやっているようなのに近いと思うんですが、自己主張訓練でもなんでもいいですが、技官さんによるワークショップみたいなこともこういうことに入ってきていいんじゃないかな、もったいないなと、思うんです。今聞いていると、課外活動みたいなのがすごく多いんですが、もう少し、少年鑑別所が持っている技官さんという資源を、真正面からお使いになったらいいんじゃないかなと思ったんですが。忙しいのに、そういうことを言うなといわれそうですが。

○吉村所長 育成的処遇に関してどんなことをしていくかというのはまだ発展途上だと思います。でも、いつもやっぱりバランス感覚が必要だなと思うのは、行動変容とか人格変容みたいなのをねらってやるわけにはいかないというところでして、そのところはすごく抑制的にやっています。なので、何かさらりとしたものになっている印象があるかもしれないですけども、そのところで、やっぱり少年院でやっているいろんな矯正のためのプログラムとの線引きに細心の注意を払ってやっている部分はあります。

○津富委員 その感覚は分かるんですけども、おそらく払いすぎなのではないかなと思うんです。少年院と比べる必要はなくて、一般の社会と比べてみましょう。そうすると、サラリーマンの方も職場からの帰りに受けたりとか、そういう、非行少年どころか普通の人が、自分から受けるという、ごくごく社会的に当たり前のことですよ。そういうことと同じような感じで、本人にプラスになるんだったら、一番役に立つようなことを、別に本人を変えようとかじゃなくて、提供するというのはあってもいいのかなということです。

○吉村所長 そうですね、私自身も、その少年が少年鑑別所に今収容されていなくて、社会で過ごしていても、その年代だったら普通に受けられるような健全な働きかけだったら多分受けてもいいんだろうなとは思っています。非行防止にかかわることで一般的なことであれば、前にいた施設では例えば交通安全講話とかもしていたんですけども、交通ルールを守りましょうみたいなことは、少年たちも外にいれば普通に聞くわけなので、そういう意味で、あまりに神経質にならなくても、一般の少年たちが受けられる程度の働きかけはしてもいいのかなと思っています。

○市川委員 視点が違うのかもしれませんが、私の知っている、といっても東京とか数か所し

か行ったことがないんですが、ハードが古いのではないかと感じます。格子は要らないし、畳の上に毛布をたたんで座っているのも、普通の家庭でこんな子どもさんがいるのかなという気もします。

今は、私の知っている限りは、多くの子どもさんは自分の部屋を持っていて、ベッドがあって、ライティングデスクを持っている時代です。ああいうほうが場の力が発揮できるのかなとも思いますが。一般の社会とあまり隔絶した環境ではなく、もっと新しい視点をぜひ入れていただけたらというふうに思います。

○小板所長 先生のおっしゃっておられるとおりでありまして、私も全く同感でございます。

例えば静岡でありますと、2部屋ほどライティング机が入っていて、何となく普通の部屋らしくなっています。こんなことを所長が言ってはいけないかもしれないけれども、普通はやっぱりこういうふうに机に座って書きものをしたり、本を読んだり、ベッドでごろっとしているのかなという印象を持っております。

それから、建物は、静岡は昭和48年にできておりまして、もう38年たっておりまして、かなり古いです。ですから、言うならば40年前の居住状況といえますか、建物の設計思想がまだ生きてるといえますか、使っているということでもあります。また、かなり閉鎖度、拘禁度の高い構造になっているのではないかと思います。

確かに一部の少年についてはこのくらいの拘禁度が必要でしょうけれども、それ以外の多くの少年からしますと、もっと開放的なソフトな処遇環境でも十分安定した生活を送ることが期待できますし、そのほうがむしろ普通の、今言いましたよりありのままな形で、自然に職員ともやり取りしやすいような、落ち着いて収容生活を審判まで送れるような居住環境になっていくのではないかなと。それにはやはり建物をつくり直さなければいけませんので、かなりの費用と時間がかかるのかなというふうに思っております。

法務省の施設はいずれも古いところが多くて、静岡県内の矯正施設ですと、もう昭和50年代に施設本体ができて建物はありませんでして、いずれも昭和30年代とか40年代の建物ばかりでありまして、全国的にもやっぱり少年鑑別所の半分近くが昭和50年よりも前にできているというふうに聞いております。

○岩井座長 ほかに御意見はございますでしょうか。

○廣瀬委員 いろいろご苦勞されていると思うのですが、学習機会付与の問題も、義務教育を終わっている子は自発性でいいのですが、中学生以下であれば当然勉強しなければいけない、させなければいけないということになりますね。

この間見学させていただいたときは、いろいろパソコンでソフトを使ってやっているというようにお話を伺いましたが、この辺はどういうご苦勞をされているのか説明していただければと思います。

○小坂所長 実は私、先ほどの静岡での育成的処遇の紹介で1つ落としておりまして、育成的処遇の中には教科教育も入ってまして、静岡大学の学生さんに、週に1回来ていただいています。

今、先生がおっしゃられたように、特に義務教育期間中の少年については、学習の機会を付与することは必須でありますので、そういった少年が入所する場合は優先的ということですが、たまたま最近、静岡では中学在学中の少年の入所が少ないこともありまして、義務教育は終わっている少年が、数学とかの授業を受けているという実態にあります。

東京少年鑑別所で見ましたノートパソコンを使っての自学自習できる機器ですが、静岡にもありまして、希望する少年には貸与しております。

○吉村所長 新潟も、学習用パソコンを使う以外に、部外協力者の方に来ていただいて、これは塾の先生ですけども、主には数学、算数に近いですけども、足し算、引き算、掛け算、割り算から教えてもらっています。

少年たちは中学校もちゃんと行ってなくて、学力はものすごく低いんですけども、やっぱりマンツーマンで教えてもらおうと、学ぶ喜びとか、わからないことが分かっていく喜びってすごく大きいんですね。学習指導の後に感想文を書いてもらうんですけども、今日は新しくこういうことができるようになってすごくうれしかったとか、次回先生が来てくれるまでにここまでやっておこうとか書かれてあって、実際に一生懸命自習しているんですよ。こんなにまじめに勉強するのかとびっくりするような感じですけども、やっぱり人って基本的に学ぶ喜びとかがあって、そういうのを体験することで、これから自分の能力を生かしていく可能性ってあるんだなというような、明るい展望につながるというんですかね。学習支援は育成的処遇で、学習機会の付与としてやっているんですけども、そこで体験した、学べば理解ができ、やればできるようになるという体験って、少年たちのその後につながっていくのかなというふうに思っておりまして、少年たちが自分の能力の可能性を感じるようになる姿を見るのはうれしいなと思っております。

ところで、多分観護処遇について検討する時間はもうすぐ終わりになると思うので、最後にもう一つ、少年たちが少年鑑別所で過ごす意義について、普段感じていることもつけ加えたいと思います。

少年鑑別所で少年たちは終わりではなくて、その後に審判があり、その後、審判の決定に基づいて保護観察を受けたり、少年院での指導を受けたりということになっていくんですけども、やっぱり審判は保護的措置としての意味がとても大きいと思うんですけども、審判が保護的措置としての感銘力を持ち、その後の処遇が効果を発揮していくためには、少年たちが少年鑑別所に入っている1か月ぐらいの間に、もう非行を繰り返したくはない、とにかくもう非行を繰り返さないために自分を何らかの形で変えていかなければいけないのではないかと、そのためにはどんなことをしていったらいいだろうと真剣に悩んで、自分なりにできることについて、彼らなりの考えを一生懸命まとめた上で審判に臨むことが大切だと思います。それで、裁判官とのやり取りで自分なりに考えたことを裁判官に伝えて、それで処遇が決まるわけですけども、自分で一生懸命考えたことを審判で裁判官に伝えることができたという、納得できた審判の結果として次の処遇が始まっていくことが、処遇が効果を発揮するためには大切だと思うのです。そのためには、少年鑑別所で、審判に向けて自分を見つめるということに落ち着いて取り組んで、それなりに頑張れたという気持ちを少年が持てることが大切で、ですから、少年鑑別所で少年が過ごす意味というのは、少年鑑別所にいる間だけで完結するわけではなくて、その後の保護処分全体を効果的にするという、そのための時間としての意義もあるのではないかなと思っております。

○毛利委員 今回のために資料をいただきまして、少年鑑別所観護業務入門というのを読んでいると、未決拘禁の性格を持つ少年鑑別所の在所者の権利の制限に当たって、少年院の場合以上に謙抑的でなければならずとか、過剰に教育してはいけないとか書いてあって、非常にもやもやした気分で来たんですが、今お話を伺っていると、例えば法的身分とかそういうことではなくて、15歳の子が九九を知らない、もしくは分数がわからないという、そういう具体的な線引きをして、九九がわからないなら九九は毎日勉強会がありますよとか、そういうふうな、人によって区別しているのではなくて、各少年が持っている学力差によってドライに区別して、ちゃんとそれがフォローアップできるような仕組みをつくるようにすると、何かすきっとしていいのではないかなと。最低限このぐらい知ってなきゃ、ということで、それだと何か少年院の矯正教育とちょっと違うのではないかなと思いました。

それから、もう一つは、今お話を伺っていて思ったんですが、審判とか少年院とか保護観察とか、未来に対する不安を少年たちが持っているとしたら、鑑別所で一番大切なのは、これから少年たちが向き合うそれぞれの場所で、そこがどんな場所で、そこで君たちにどんな選択肢があって、そこでこう振る舞うとこういう可能性があってというような、直面するできごと

対する説明能力みたいなのを観護教官の方が磨いていって、上手に一人一人の少年にきちんと伝えられるような努力をしないといいのではないかなと思ったんですが、そこはどうかね。十分にできているのでしょうか。

○吉村所長 十分かどうかはわからないんですが、少年鑑別所ではオリエンテーションというのをすごく大事にはしてまして、オリエンテーションには、一つは入所してすぐに行う、鑑別所生活のハウツーについてのオリエンテーション。それから、鑑別を受けること、鑑別ってどんなことをすることで、それはどういうふうに役立つんだろうかといった、鑑別を自分のためになることとして受けるためのオリエンテーション。もう一つが、審判とかその後の保護処分についてのオリエンテーションというのをしています。ですから、オリエンテーションにはいろいろありまして、審判についてのオリエンテーションは、審判ってこんなようなもので、その後、処分としてはこんな種類があって、保護観察というのはこんなことをするんです、少年院というのはこんなことをするんですというようなオリエンテーションをしています。

オリエンテーションをいかに効果的にやるかというのは、私たちも試行錯誤してまして、「生活のしおり」という、部屋に備えつけの冊子で行うものと、それからビデオみたいな視覚的に見られるもの、それから放送で聞くもの、そういういろんなチャンネルを使ったオリエンテーションを組み合わせています。しかも1回では頭に入らないので、繰り返し繰り返し同じ内容を流したりとか、それから、入所した最初のころに関心を持っているのは生活のノウハウですが、だんだん審判が近づくにつれて審判や処分のことに関心が移るというように、入所後の期間の経過に応じて少年たちの関心も変わるので、それに合わせたそれぞれの時期に合ったオリエンテーションを行うとかしています。こんなふうに、いろいろな方法を組み合わせつつ、少年たちが審判や処分についても正しく理解できるようにするための工夫をしてはいますが、まだまだ工夫の余地はあると思っています。

○岩井座長 どうもありがとうございます。いろいろと御意見をいただきまして。審判待ちの段階というところはありますけれども、やはり学校教育を受けている段階の子どもたちが非常に多いというような部分もありまして、できましたら、ああいう機会にそういう教育的な配慮というのは、そういうものがなされるということが非常に重要なんだろうというふうな御意見だったと思います。ハード面がかなり問題だというふうな御意見もありましたが、その辺のことについてはご検討いただければというふうに思っております。

それでは、本日の最後の論点としまして、少年鑑別所の機能のより広範な活用について検討したいと思います。

ここでは、少年を収容し鑑別することのほか、少年鑑別所が有する専門的知識、技術を活用して、他の矯正施設への共助や、地域社会の非行防止などにおいて果たすべき役割は何かということについて議論していただきたいと思います。これを便宜的に専門的支援業務と称することといたしますが、まず初めに少年鑑別所長から、専門的支援業務に関して御説明をお願いいたします。

それでは、吉村所長からお願いいたします。

○吉村所長 これについてはいくつかの種類がありますので、小板所長と分担してお話をしたいと思います。

収容鑑別は、家庭裁判所で観護措置をとられた、限られた少年に対してやっているわけですが、専門機関としてそこで積み重ねてきた知見を、できれば広くいろいろな方々のお役に立てたいということから、様々なことをやっています。

まず最初に、相談業務というんですか、皆様方も、矯正局でつくりましたこの「少年鑑別所のしおり」ですとか、あと、心理相談についての、「青少年の心理相談に応じます」という三折のパンフレットとかもお手元にありますのでごらんになったことがあると思いますけれども、すべての少年鑑別所は、外来の心理相談室を併設して持っておりまして、一般の方々からの相談をお受けするという仕組みになっております。単発で1回限りで終わる相談も結構多かったですけれども、特に電話相談は1回で終わってしまったりすることもあるんですけれども、継続ケースもあります。

私自身も、過去に継続ケースを持ったことがありました。非行に関連する相談もあるので、例えば万引きを繰り返しているとか、それから家庭内暴力、それから引きこもりですとか不登校、あと、学校でほかの子をいじめているらしいとか、そんなようなことで親御さんが相談においでになり、それと一緒にお子さんも相談においでになるという感じで相談を担当したことがあります。小学生も中学生も高校生も担当したことがあります。

この相談業務というのは、本当に普通の外来の心理相談室ですって、継続ケースなんかですと、1週間から2週間に1回ぐらいのペースで相談の方がやってこられますので、そういうときはその方のために時間をあけておくことになりますので、収容鑑別をしながらこういう継続ケースを持つのはやっぱり結構大変だなと感じることはありました。

でも、それだけに、よい形で終結したケースというんですかね、引きこもりだった中学生が結局最後は定時制高校に入学したとか、万引きしていた子が落ち着いたとか、そういうケースも体験しまして、それはやはり心理臨床に携わっている者としては忘れられない体験になりま

した。そんなようなことが相談業務でございます。

それから、次に、今地域で子ども、若者をいかに社会的自立に向けてサポートするかというのがありまして、今年の4月にも、子ども、若者の支援を推進するという法律ができたりしていますけれども、そのための事業に参画するというのがあります。新潟県でも内閣府のモデル事業になっているものがございます。地域における子ども・若者総合サポートシステムというようなものなんですけれども、この自治体がやっている事業に少年鑑別所も、矯正施設ということで参加しておりまして、代表者会議ですとか、実務者会議に出席したりですとか、あと、ユースアドバイザー養成研修の講師として行ったりとかしています。これからは事例検討会にも参加したいと考えております。これは最近、自治体側がすごく熱心に取り組んでいることで、地域社会に貢献するという意味でもとても意義のある業務だと思っています。

ただ、こうした事業に参画するとなると、単発の講演とか講義とかとは違いまして、会議の回数も結構多いんですね。しかも、会議の種類も、研修も、いろんな種類がありますので、これについてはやっぱり所長が1人で頑張ればこなせるというものではありませんので、複数の技官で分担して出掛けていくことになっていきますが、自治体の方から専門職として期待される役割をきちんと果たすためには、それなりに経験を積んだ技官が参加することが必要で、しかもある程度腰を据えて取り組むことが必要ですので、そのためには技官の配置等の問題をクリアする必要はあるかなというふうに思っております。

それから、地域のいろんな関係機関の依頼で、研修ですとか教育のために講演に行ったり、講師を務めたりということがあります。実は先週も県の教育センターで高校の生徒指導の担当の先生方の研修に行って1時間半ほどしゃべってきましたし、あさっては今度は警察学校に行きまして、初任警察官の方々に非行心理についての話をするということになっています。

地方都市は、青少年の問題行動について話せる専門家があまりいないので結構需要がありまして、毎年定期的に同じ機関から依頼を受けていますので、これについてはこれからも積極的にやっていきたいと思っています。

○岩井座長 では、小板所長、お願いします。

○小板所長 私のほうからはちょっと実情も加味して説明させていただきます。少年鑑別所は収容鑑別で忙しいです、結構手一杯ですと言いつつも、生意気に専門的支援もいたしますっていうのは、何か話が違うのではないかと思われるかもしれませんが、確かにそういった大変さではありますが、一方で、少年の資質鑑別といいますか、観護措置がとられて、不安な気持ちを抱えつつ収容生活を送って、そういった少年を見ながら鑑別の仕事をしているという、少年の

未来といますか、将来といますか、運命にかかわる仕事をしているということですのでごく責任を感じているんです。

彼らと過ごした時間といますか、彼らに教えてもらったこと、彼らが本当に悩んでいることにそのままふたをしておいてもいいものかという気持ちがありまして、そこで鍛えられたこととか教えてもらったこととか学んだことを、やっぱり社会に少しでもちゃんとした形で返せるような役割をとればというのが心底にありまして、呼ばれば喜んで行きますというような考え方をしております。

一番多いのは、これは所長が対応できるようなことでありまして、最近の非行少年とか犯罪者について少し話を聞かせてほしいとか、どんなところで彼らはつまずきやすいのか、家庭は、地域は、学校は、どんな対応をしたら問題を未然に防げるというふうに思いますかみたいな、そういう全般的な話をしてほしいということで、これは所長によって人気、不人気がありまして、話のうまい所長にはいっぱい引き合いがありますけれども、そうではない所長のところにはあまり来ないということもあり得まして、また、ニーズには地域差とかもあります。

それから、もう一つは、少年鑑別所はどんな施設で、どんな役割をしてくれているのかなというわけで、施設見学に来てくださることがあります。これは少年院ほどではないかもしれませんが、地域の方々が、少年鑑別所という施設があって、そこで大事な仕事をしているようだというので、聞きづてに訪れたり、場合によっては更生保護女性会とか、民生児童委員の方とか、若干関係のある方も多いんですけれども、非行少年たちについて興味を持っているので話を聞かせてほしいということでもあります。講演も施設見学も、両方とも、所長が空いている時間といますか、来ていただけたときとか、行ける時間に行くということで、職員の負担というのは非常に少ないというところでありまして、対応できていると思います。

それから、外部からいろんな研修会とか勉強会の講師なんかも、できますかということで話を受けることもあります。

例えば、岐阜にいたころでしたが、家庭裁判所で心理テスト全般について勉強会をしたいので、だれか話に来てほしいという依頼がありまして、では、私が勉強し直して行きましょうというわけで所長が行ったりしまして、これもやっぱり日程とか、行ける人を選んでということでありまして、あれもできます、これもできますというのはちょっと無理ではありますが、一番初めに申しあげましたように、できることはやっぱり少しずつでも返していけないと罰が当たるのではないかなというところがありまして、日程とか余力なんかを見ながら、地域にも貢献したいというスタンスでやっております。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

この点に関して、何か御意見はございますでしょうか。どうぞ。

○毛利委員 お話を聞くと、できているという話ですか。それとも、十分ではないので、何か基盤整備が必要ならば、一体何が今足りないのかという話をぜひ伺ってみたいんですけども。

○小坂所長 やはり一番は職員数だと思います。

あと、地域で、本当に非行問題、軽いところから重いところまで含めて、査定、診断を専門としている少年鑑別所が果たせるニーズがどのくらいあるのかというのがよくわかっていないところがありまして、ただこんなふうにはテストを実施すればこれこれに分かりますよとか、こういうところを注意すればというか、そんなチェックリストみたいなものの提供だけで済むような支援もあるでしょうし、1回1回行って継続ケースにしなければいけないようなこともあると思いますし、ちょっと開けてみないとわからないところがありますが、今は、先方から扉をたたいて来てくださったときに、分かりましたということで、できる範囲で応じているところではありますが、こっちから戸を開けて外に出て行ってニーズを掘り起こすところまでの力は、ちょっと十分ではないところがあります。

○毛利委員 例えば効率の問題で言うと、その優先順位、外に出ていく優先順位、そしてしゃべるターゲットみたいなことで言うと、例えば非行少年が増えないように、小学校の先生と中学校の先生に重点的に爆弾を落とすしていくという、施設に来る子たちがどこでつまずいて、どういう思いで来たかということや、学校の先生たちに最大の力を注ぐと、何か少ない資源でも役に立つような気がするんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○小坂所長 先生がおっしゃられるとおりで、小学校の高学年から中学校にかけて非行が一番はっきりしてくるといいますか、問題になってくる好発期といえますか、非行が発現しやすい年齢ですから、その時期、その手前にあるその子たちを日常的に見ておられる先生方にフィードバックするというのはすごく効果的だと思います。

ただ、私自身、中学校の先生方の研修会で話をしてくださいというわけで何回か回ったことがあるんですけども、結構先生方は真剣といえますか、重いといえますか、非常に硬く考えられて、鑑別所で少年から得ている印象と学校での荒れ方みたいなところと、先生方のイメージと、ちょっと離れているところがあって、何か十分に力になれないというか、鑑別所で得た情報というのが学校現場で伝わる部分と伝わらない部分とあって、いろいろもっと学校の状況を私どもが知らなければということもあったりすると思いますし、そこは、どの辺が一番の関心事で、どの辺で困っておられるのかということをもっと中学校の現場の様子も知った上

でフィードバックしないといけないのかなというようなことを、反省したこともありました。

○毛利委員 これは多分、広田さんが専門だと思いますが、先生の方が被害者意識が強いのかな、そういう意味では。僕も少年院で感じるんですが、少年院の子の方が街にいる子よりおとなしくてかわいいですよ、基本的に。外で出会う普通の、罪を犯していない少年のほうが怖かったりしますから、その辺の意識のずれみたいなものがあるような気がするんですけどもね。

○広田座長代理 そういうのもあるとは思いますが、やっぱり場によって違うというのは大きいんだと思うんですね。こういう場だどこまでやっちゃえとか、やれるとかですね。それで先生が見ている問題を抱えた子どもと、それから鑑別所で見ている少年とのイメージのずれみたいなものがあるんだと思いますね。

○吉村所長 今この場で話題になっているいろんな専門的支援業務は、今回、小坂所長と、あんなものもあるね、こんなものもあるねということで、先ほど御説明したようにいっぱい挙げたんですけども、この中で、少年鑑別所の正式な業務として何らかの法律の規定があるものは、最初にお話しした相談業務については「一般少年鑑別」という名前の正式な業務にはなっているんですけども、地域に出て行って講演したり講義したりというのは、どこかにはっきり法律的に書いてあることではなくて、なので、今まではニーズがあればそれにお応えはしてきたんですが、法律的には、正規の業務としてきちんとカウントされているような位置づけではありませんでした。

けれども、やっぱりこういう業務の大切さというのは感じているところなので、これをきちんと法律的にも、少年鑑別所の正規の業務という位置づけにしていければと思います。そうすれば、今、毛利委員がおっしゃったように、大切な業務として、特にこういうことを学校に対してやりなさいみたいなことが法律の中にも盛り込まれて行って、少年鑑別所の限られた人的資源でできる範囲の中でどんなところに力を入れていくとか、そういうことがはっきりしていくのかなと、これからはそういう仕組みを整えていくのかなという感じを持っております。

○市川委員 私は、発想を少し転換したほうがいいと思います。学校に役立つかではなくて、鑑別所でも少年院でも社会にどれだけ役立っているかをアピールする発想が必要だと思います。法律が悪いのではなくて、本省が認めればいいのではないのでしょうか。所長については広告塔であり、鑑別所の必要性をアピールしていくという発想にすれば、法律なんか変えなくたってできると思います。そうしない限り、いつまでたっても内向きになってしまってもまずいのではないかと私は思います。

○津富委員 ちょっと方向が違うけれども、僕は、矯正から外に出た人間なので、それでこう

いうことを思うんですが、外に出て、ニート支援をやったりしたことによって、従来、少年院で働いていたときよりも、人を見る枠組みが広がりました。先ほども一般鑑別の話をされましたけれども、おそらく普段見ている人たち以外の人とかかわっていくことで、鑑別自体の力がずつついていくんだらうと思うんです。だから、僕はそういう意味で、一般鑑別は正規の業務そのものに資するものなのではないかと思うんです。

あるいは、支援推進法の話もそうですが、例えば、児童精神科のお医者さんがなかなか頼みにくいなんていうことも、ああいう枠組みに参加していくことによって、鑑別業務そのもので利用できる様々な機会が増えていくわけですから、参加していくこと自体が本来業務の一部なんだと私は思うんです。

だから、僕の考えはちょっと違うんです。鑑別所はこんないいことをしているんですよ、社会に役立ちますよという言い方は、ちょっとすごい上目線だと思うんです。すごく役に立っています、役に立ちますよというのは。そうではなくて、社会に出て行って、いろんな仕事をしていくことによって学ぶことがすごくたくさんあるのだと思うんです。社会との接点をそういうふう位置づけられたらどうかなと思います。

○吉村所長 おっしゃるとおりだと思います。本当にそのとおりです。

○広田座長代理 ちょっとへそ曲がりなことを言いますけれども、社会でいろんな場面に広がって行って役に立つのは重要だと思うし、それが鑑別所にとって学習の機会にもなるのかという今のお話もなるほどと思うんですけれども、今は所長さんが広告塔で回っていればいいぐらいですけども、きっと本格的に始めたらもうこれは大変なことになるのではないかと思うんですよね。外回り専門の職員とか、そういう人をつくらないともう間に合わないというですね。あつという間にそれは、地域のほうのニーズを本当に掘ってしまったら、もうそういうことが起きるから、正規の業務としてちゃんと位置づけようというのは考えられると思うけれども、そのときにはやはり水膨れしないように、本体はやっぱり鑑別所で鑑別の業務が本体なので、余裕のある範囲でという、その節度をつけておかないと、数が増えるから何でもいいわとやると、すごい何かわけのわからない組織になるのではないかと思うので。

○市川委員 私は発想が逆でして、もし本当に社会にそんなに役立つのであれば、人をつければいいと思います。

○広田座長代理 複合的な機能にするとか。

○市川委員 そうですね。これから少年院だって鑑別所だって、もっと社会にアピールして、社会にその必要性を認めさせていかなかったら、いろんなところができないとも思います。

もし本来業務が忙しくてできないぐらいに必要性があるんだったら、そこに初めて人をつけていくという発想になるべきではないかと思います。

○毛利委員 実は今、外に出ていっていろいろなことを社会に還元していくと、もし有効に働けば少年が減って、鑑別所も少年院も暇になるんですよね。とてもいいことですが、そうすると仕事なくなる法務省は多分困るのではないかと思うんです。それでも、自分たちの少年たちに対する知見を広く社会に役立てる教育機能を前面に押し出して省益を広げていけばいいのではないかと思います。

○石附委員 皆さんがおっしゃったこととすごく関係があるんですけども、中学生が仮退院で中学校に戻りますね。戻ったときに地域がどう受け入れるかというのがすごく大変で、先ほど先生がかわいいですよって言われたとおり、本当にかわいいですよ。だけれども、荒れっぱなしで行って、そのイメージから変わっていないものですから、地域は構えています、学校も構えています。そんな段階で、子どもってかわいいですよということ、それから鑑別所は特別な人間がやっているんじゃないんですよ、少年院もそうなんですよ、みんな普通の子どもがちょっとあれたのを、ちょっとこんなふうにしたらこんなふうになるんですよということを伝える必要がある。

鑑別所で勤めている人は特別な人だみたいに使っていますよ、地域は。あそこへ入るから特別の子だと思っていますから、そういうことではなくて、もっと広報で言えば、今先生がおっしゃったように、もう少し、当たり前のことなんだということで、特別なことをしなければいけないからやっているのではなくて、当たり前のことを当たり前にできれば、普通の子どもたちであり、逆に言えば、非行ができるということは、感情をちゃんと適応的に表現できないだけのことで、それなりに内面に苦しみや問題を感じているわけですから。昔の子どもだったら、そんなのやってませんとか、机をたたいて怒ったんですけども、今はそれを主張できないので非社会的になったりしていますけれども。そういう意味ではどんな子どもでも非行化する可能性があるんだということで、鑑別所に入所したことを特別に見てもらわないように、鑑別所の機能を一般市民が知ることができる働きかけがほしい。

私がいつも思うのは、仮退院の子どもを受け入れる中学校がすごい構えていますね。だから、余計に不適應になっていくというのがありますから、そういうことから言うと、やっぱり鑑別所がそういう意味では広報的に、少年が入ったから行くというのではなくて、その前に予防的、非行予防の視点からやっぱり地域へ出て行っていただくのがいいのではないかと思います。

○広田座長代理 わかるんですけども、多分鑑別所の方から出かけて行って、実際にやれる

有効な範囲というのは限られていると。要するに、非行がなぜ生じるのかというと、多分鑑別のところで得られた知識とは別の部分、文脈でいっぱいできているのではないかと思うので。

だから、今お話があったように、それでもやっぱりそういう部分を鑑別所の中の主要な職務として位置づけて広げていくというのは1つの考え方だとは思いますが。

一番心配するのは、そういうふうに職務を広げたけれども職員が広がらなくて、みんなふらふらになりながら地域を回るといいますね、それが一番怖いかなと。

○本田委員 地域連携との関係で、家裁の調査官との協力というのがあるんですけども、家裁の場合だと、調書をとって行く途中で学校に必ず聞けますよね。法的な背景があって聞けるので、そういう意味で訪問して先生とお話しするとかというのもやりやすい。

ただ、鑑別所がいきなり学校に行くと、この子の状況とか言っても、学校側のほうは今度は個人情報なので出せないとブロックしたりします。この間、訪問した学校では鑑別所から出たという生徒が3人いましたが、自分は鑑別出なんだとルンルン気分で言っているの、そういうことを人前でいうことがどういう意味があるのかについて話をしました。彼らは、居心地の悪さを解消するために鑑別を連発していただいただけなんです。別の学校では、恐喝の犯人と被害者が同じクラスに戻るんだけどどうしようと先生があたふたしていたこともありました。結局、被害者のほうは不登校になってしまって、加害者に対しては先生たちはそれこそ構えているので、どう扱っていいかわからない。結局その子はずっとふて寝をしても誰もさわれない状態で学力が遅れていったりしていました。

学校はすごく困ってはいいて、助けてもらいたいんだけど、学校の先生って助けを求めるとすごく下手なんです。手を差し伸べると喜んでその手にはすがらるんだけど、自分からというのは難しく、ましてや一番難しいのが生徒指導の先生たちで、生徒指導の先生たちがだれかに助けを求めると、すごくハードルが高いみたいです。

そうなった場合に、鑑別所にはやはり学校とは連携してもらいたい。荒れ始めていて予防がすごく必要になっているというときに、鑑別所の方たちや家裁の調査官の方とか、保護観察もありますよね、保護司の方とか。何かそういうチームができないかなと。ただ、それもきちんとしたチームの形をとっていかないと、だれかがコーディネートして時間調整しましょうといったら、もうこれはすごく面倒くさくて一番つぶれるパターンなんです。

なので、そういった地域の支援ネットワークを省庁ごとの横のつながりでつくっていくということができて、鑑別所もその一員というと、そんなに荷は重くない。巡回していけばいいわけですから、みんなで回していこうといえれば、それは、この地域はこの担当ねとか、そうい

うことでできると思うんです。そうやっていかないと、多分今のままだともう鑑別所の業務がすごい膨れていってしまうと思います。少年院も鑑別の方に回ってほしいとか言っていました。事例検討したり、分類をする支援に鑑別の先生たち来てくれませんかねと、話をしていましたので、そうすると学校に少年院に、本来業務の鑑別もしなくてはいけないといったら、一体何人必要な？となるので、いろんな人的なリソース、ハード・ソフトも含めて、何か大きな枠で支援チームができると、予防に関してというのと、中の処遇に対してという一連の流れでできるのではないかなと思います。ぜひそのあたりを考えていただけるとありがたいと思います。

○市川委員 例えば子ども家庭支援センターは、法律で決められた支援が開けますから、来ていただくことは問題ないと思います。いきなりみんな行けとか、そんなことを言っているのではなくて、少しずつ参加することは可能ではないでしょうか。多くの国民が鑑別所ってどういうことをやっているか、僕は知らないと思います。もっとアピールしていくべきではないかということ言っているわけです。

今の世の中、人をつけたら頑張りますといった発想は通じません。頑張っただけやっていて、これではもう倒れてしまうけれどもどうしたらよいかというところで初めて人が増えるのではないのでしょうか。そうしない限り前進しないということも事実だと思います。

○徳地委員 先般ちょっと高萩市長の草間吉夫という者が書いた本を読んだんですけれども、彼は生後3日から乳児院、それから高校卒業まで、児童養護施設で生活していました。それから大学へ行って、それからまた福祉大学の大学院を卒業し、その後また養護施設の職員をやったり、その後、松下政経塾へ入って、それで高萩市長の市長選に立って当選して、現在市長をやっているんですけれども、彼は今までいろんなところで講演に行ったり、自分が施設出身ということスピークアウトしているわけなんですけれども、彼が言っているのは、児童養護施設自体、その存在を正確に理解しているのはたった1割しかいないというんですね。

ということは、多分、少年鑑別所イコール少年院の延長のような見方を一般人の方はしています、ですから、先ほど出たように、少年鑑別所を出ても全然よくなるというような意見があったんですけれども、少年院の延長もしくは矯正施設のような見方をしている方が大部分だと思うんですね。

そのような偏見の見方を払拭するためには、何か少年鑑別所のほうからPRしなければはいけませんし、そのためには、研修に行ったり、それからまた積極的に見学者を施設に受け入れたり、講師派遣とか地域に還元するとか、そういうことをやってくれたら良いと思うんですけれども、私自身はそういう考えで、ぜひともできるだけ、少年鑑別所の業務が理解

されるためにも、実際に足を運ぶことは必要かと思っております。

○吉村所長 先ほど本田委員がおっしゃってくださったような、学校の先生方に対するコンサルテーションというんですかね、これはすごく大切なんだろうなと思っております、今まで例えば学校の先生の研修会に行ったりとか、あと、地域の若者支援業務の会議に行ったりすると、少年鑑別所って臨床心理学を専門にしている人がいて、相談業務の機能とかも持っているんだったら、今、学校はこんなことで困っていて、もう先生たちは途方に暮れているので、今度対応策を検討する場に入ってくれませんかと言われてたりとか、講演に行ったときに、終了後に校長室で休んでいると、悩んでいる先生がおいでになって、具体的な生徒さんのことについて簡単に相談されるとかということがあります。そういうことがあると、やっぱり先生方からのニーズはあるんだなと思います。

でも、そういう困っている学校を1校1校回っていくことは難しいので、どうしていったらいいかみたいな、うまくそういうコンサルテーションができる仕組みづくりをやっていくことが大切なんだなというのは、先ほど本田委員からのお話を聞いて、自分の体験と重なって思いました。

○毛利委員 鑑別所で定期的に器をつくって、全県の先生たちが来るようにすればいいのではないですかね。いつ、月に1回やっていますよ、何人まで入れますというようにして、自分たちは動かないで楽をして、ニーズのある人が来るようにすればいいんじゃないですかね。そうすると、こっちの構え方次第なのではないかなと思いました。

もう一つ、文科省と法務省はそんなに仲がいいんですかね。微妙な境目のところで、何でこっちに出ばってくるのかというようなことはないんですかね。それはどうすれば法的にそういうふうにするとうまくいくのかなとちょっと疑問に思っています。

○広田座長代理 内閣府でちょっと別の会議で話して、イギリスの仕組みみたいに、いろんな行政の縦割りを廃した形で若者政策をやっていくとか、そういうふうな形になれば多分いいんだけど、それぞれがやっぱりセクションで分かれていますから、とりあえず、つながらないところをこうやってちょっとずつつなげていくというのが日本の現状かなというふうに思いますよね。先は遠いということですよ。

○市川委員 実際やる場合は、まず特定のモデル地域で成功した例をいくつか増やしていくということがまず第一のやり方だと思います。

○毛利委員 そして、政治家の方に利用していただき、政策につなげるということでしょうか。

○市川委員 モデル事業を少しずつ組織的に行っていくのが、今のやり方だと思いますので。

○岩井座長 よろしいでしょうか、ほかに御意見は。どうも本当に活発な御意見、ありがとうございました。

少年鑑別所は都道府県に1か所ずつあって、少年非行問題に関しての専門家たちが集まっているところですから、地域における専門家の需要というんですか、非行問題の専門家を求める需要というのはかなりあるというふうに皆さんおっしゃっておりまして、ぜひ、できれば、そういう専門知識というふうなものを還元する体制というものがつくられればいいのではないかとこのように思います。

できたら、少年鑑別所並びに非行問題研究所なんていうふうな名称に変更して、専門家集団だというふうなことをアピールするというふうな形も考えられるのではないかななんて思いますが、これからそういう専門業務、専門的支援に関する業務の充実というものが検討されていくことを願っています。

それでは、大変活発なご議論をありがとうございました。時間となりましたので、本日はこれで閉会といたします。

次回、第8回会議は、7月15日木曜日、法務省で行います。そこでは、少年矯正の特質を踏まえた施設運営の透明性の確保の在り方、職員と在院者の関係の在り方及び不服申立制度についてというテーマで議論を行う予定といたしますので、よろしく願いいたします。

午後4時56分 閉会